

令和 3 年 8 月 23 日
建設水道常任委員会資料
都市整備部都市計画課

次期宇治市都市計画マスタープランの策定について

報告事項 1

次期宇治市都市計画マスタープランの策定について

次期宇治市都市計画マスタープランの策定について、次のとおり報告するものです。

令和 3 年 8 月 2 3 日提出

宇治市都市計画マスタープラン検討部会

部会長 多々納 裕一

次期宇治市都市計画マスタープランの策定について

【1】資料について

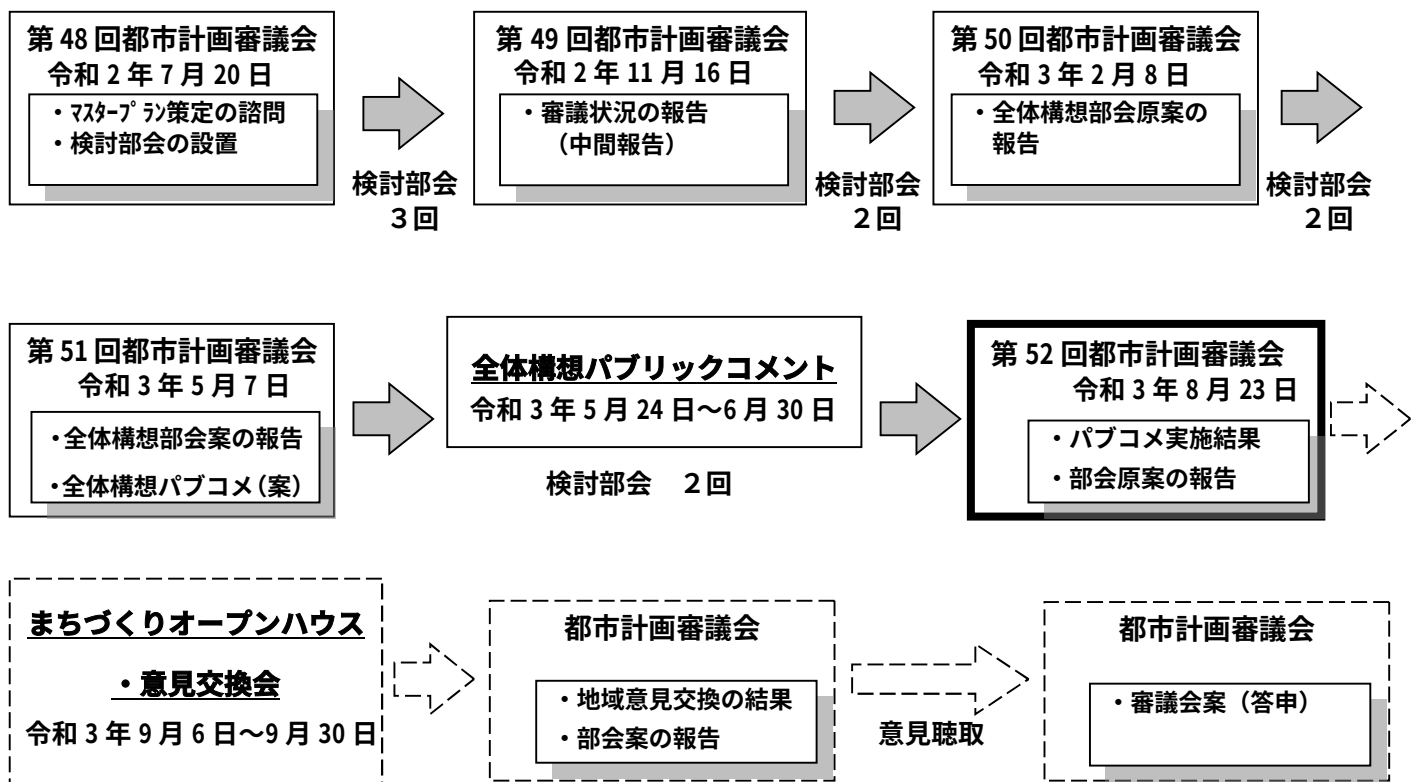
- ① 宇治市都市計画マスタープラン（部会原案）
- ② 次期「宇治市都市計画マスタープラン全体構想（素案）」に関するパブリックコメントの意見概要及び市の考え方
- ③ 地域別構想（部会原案）概要版
- ④ 宇治市都市計画マスタープランまちづくりオープンハウス及び意見交換会

参考資料1

参考資料2

参考資料3

【2】次期マスタープラン策定の経過及び今後のスケジュール



【3】パブリックコメントの実施結果について

●実施期間

- ・令和3年5月24日(月)から令和3年6月30日(水)まで

●周知方法

- ・市政だより、ホームページへの掲載、FM宇治、公共施設への資料配架

●提出された意見

- ・提出者数：23人
- ・意見数：92件

●意見の概要と宇治市の考え方

- ・参考資料1 次期「宇治市都市計画マスタープラン全体構想（素案）」に関するパブリックコメントの意見概要及び市の考え方

【4】全体構想の変更（案）について

パブリックコメントや関係機関意見聴取を実施したところ、以下の部分について変更しました。

	No	意見の概要	変更内容	本編 ページ
パブリックコメント	1	みどりに親しむ活動の促進について充実を（パブリックコメント意見 No7）	「公園・緑地の基本的方針」の「人の交流を広げるふれあいの場をつくります」に、「植物公園などのみどりと交流の拠点において、市民にみどりの大切さと素晴らしさを伝えるとともに、みどりを育む人材を育成し、みどりに親しむ活動の促進を通じ、花とみどりのまちづくりを進めていきます。」と文章を追加。	P53
	2	水道事業の運営について表現が分かりにくい（パブリックコメント意見 No22, 69, 70）	「他の公共施設の基本的方針」の「それぞれの施設を計画的に整備、更新します」に、「水道については、「安全な水道水の確実かつ持続的な供給」を基本理念とし、「安全で安心できる水道」、「強靱で災害に強くたくましい水道」、「将来にわたって持続可能な水道」という3つの基本方針を掲げ、水道施設の更新や耐震化を推進しながら、効率的な健全経営を目指し、将来にわたって持続可能な水道事業の運営を図ります。」と文章を追加。	P58
関係機関	3	あらゆる関係者の協働で行う流域治水の考えを記述し、分かりやすい表現を。	基本目標その3の基本方針①の2段落目に、「また、近年災害が頻発化・激甚化する中、宇治川の治水をはじめとした河川対策に加え、宇治市で進めている雨水排除計画などの流域対策やソフト対策を国・府・市・事業者・市民などのあらゆる関係者が協働して行うことで、防災・減災対策を目指す治水対策「流域治水」を推進します。」と文章を追加。	P30
	4	近鉄小倉駅周辺地区のまちづくりについて、検討状況を踏まえた内容の整理	拠点の配置の「地域拠点」について「近鉄小倉駅周辺は、市内随一の商業集積地であり、任天堂資料館（仮称）が設置されることによる相乗的な発展、人を集める新たな魅力の創出をはかるとともに、他の拠点の魅力の共有や連携を図るなど、新しい特色を持った拠点を目指します。また、JR 及び京阪黄檗駅周辺は、歴史・文化、文教施設のある地域の特徴をいかし都市サービスの質の維持・向上を図ります。」と文章を追加。	P41

【5】地域別構想（部会原案）のポイントについて

●地域区分

- ・現マスタープランの地域区分を継承し、拠点（中枢拠点、連携拠点、地域拠点、ものづくり産業拠点）を核とした生活圏6地域と山間地域の計7地域とする

●地域別構想（部会原案）のポイント

- ・[参考資料2](#) 地域別構想（部会原案）概要版

【6】まちづくりオープンハウス及び意見交換会

●開催内容及び開催方法

- ・[参考資料3](#) 宇治市都市計画マスタープランまちづくりオープンハウス及び意見交換会

宇治市都市計画マスタープラン (部会原案)

宇治市都市計画マスタープラン検討部会

目 次

1. はじめに

1-1	都市計画マスタープランとは	1
1-2	都市計画マスタープランの位置づけ	1
1-3	上位計画及び関連計画との関係図	1
1-4	宇治市都市計画マスタープランの役割	2
1-5	宇治市都市計画マスタープラン策定の特徴	2
1-6	マスタープラン策定の背景と目的	3
1-7	目標年次	3
1-8	宇治市都市計画マスタープランの構成	5

全体構想

2. 宇治市の現状と課題

2-1	地勢	6
2-2	人口	7
2-3	都市構造	11
2-4	土地利用	15
2-5	交通	19
2-6	公園・緑地	21
2-7	都市環境	21
2-8	都市防災	22
2-9	都市景観	23
2-10	他の公共施設	23
2-11	まとめ	24

3. 都市づくりの基本理念と基本目標

3-1	都市づくりの基本理念	25
3-2	これからの都市計画の視点	25
3-3	都市づくりの基本目標	28
3-4	将来都市構造の基本的な考え方	32
(1)	将来的な市街地の範囲	32
(2)	将来的な都市の骨格	34
(3)	拠点の配置	40

4. 部門別方針

4-1	部門別方針と都市づくりの基本目標との関係	44
4-2	土地利用の基本的方針	45
(1)	住宅地	47
(2)	商業・業務地	47
(3)	工業地	48
(4)	農地・山間集落地	48

(5)	森林地・緑地等	48
4-3	交通の基本的方針	49
(1)	公共交通	51
(2)	道路	51
4-4	公園・緑地の基本的方針	53
4-5	都市環境の基本的方針	55
4-6	都市防災の基本的方針	56
4-7	都市景観の基本的方針	58
4-8	他の公共施設の基本的方針	58

地域別構想

	地域別構想とは	60
1.	六地藏地域	63
2.	黄檗地域	70
3.	宇治地域	78
4.	槇島地域	87
5.	小倉地域	94
6.	大久保地域	101
7.	山間地域	108

— は じ め に —

1. はじめに

1-1 都市計画マスタープランとは

都市計画は、人々のくらしの根底をなす都市のあり方に関することからであることから、住民の意向を十分に踏まえるとともに、長期的な見通しを持って定める必要があります。また、個々の都市計画決定にあたっては、将来のめざすべき都市像を見据えた総合的な視点が求められます。そのため、これらの視点をふまえた都市計画の基本的な方針を定めることが必要となってきます。

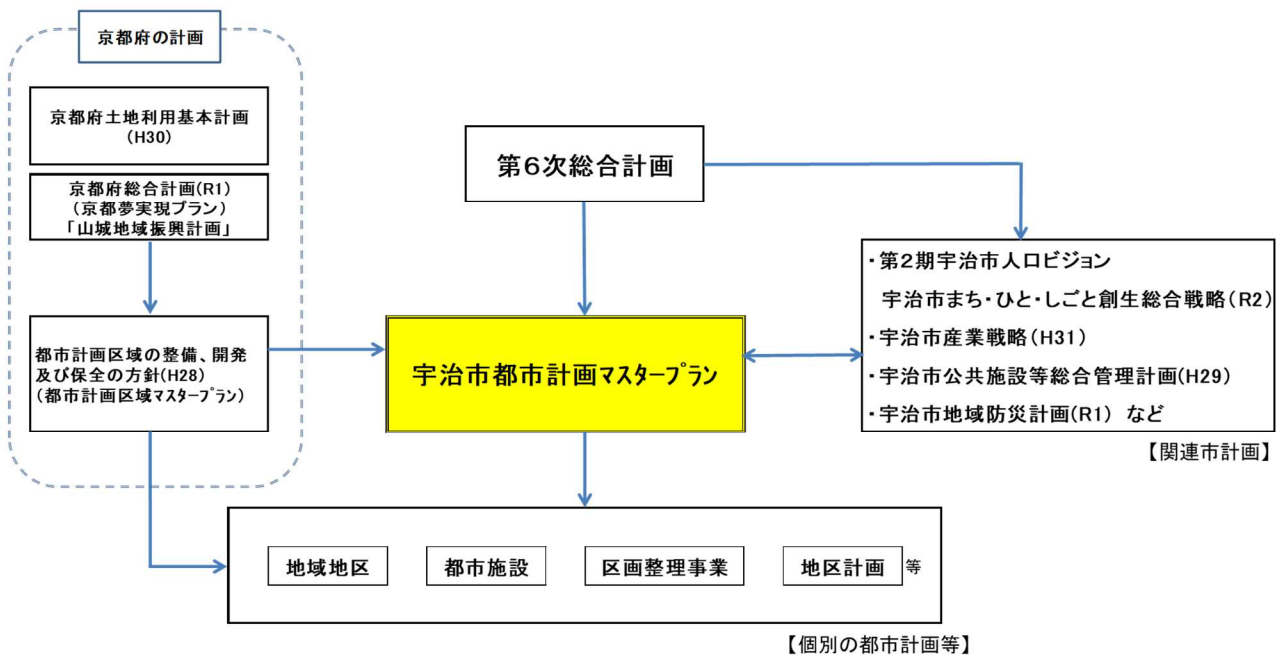
都市計画マスタープラン（以下、「マスタープラン」）は、市民の意見を反映させながら「都市計画に関する基本的な方針」を定めるものと都市計画法第18条の2に規定されており、従来の広域的、基礎的な都市計画から地域の身近な都市計画まで、その地域の特性をいかして市民参画のもとで、わかりやすく「まちづくりの将来像」を描いたものです。

1-2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画に関する方針としては、都市計画区域を対象として、都市計画法第6条の2に基づいて京都府が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランがあります。

マスタープランはこれらの方針や総合計画に即すとともに、関連分野の諸計画と連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地整備などに係る方針を明らかにするものです。

1-3 上位計画及び関連計画との関係図



1－4 宇治市都市計画マスタープランの役割

マスタープランは、本市の都市づくりを進めていくにあたって都市計画の骨格となる基本的な方針として、次の役割を担います。

□実現すべき都市の将来像を明確にする

市民の合意に基づく都市計画を進めるため、様々な地域特性を踏まえ市民の意見をいかしながら、将来のまちの姿や都市づくりの方針を「実現すべき都市の将来像」として明確にします。

□都市計画の決定・変更の指針となる

マスタープランは、今後展開していく様々な都市計画の基礎となります。したがって、土地利用や道路、上下水道、公園などの都市施設に関する都市計画が決定・変更されるときに指針となります。

□都市づくりを進めるための指針となる

マスタープランで示す将来像に基づき、土地利用や都市施設などに係る各種都市計画の整合性を図るための指針となります。

□市民と行政の協働を積極的に推進する

市民と行政の協働を積極的に推進するため、可能な限り情報を提供するとともに、市民のまちづくり活動を支援します。

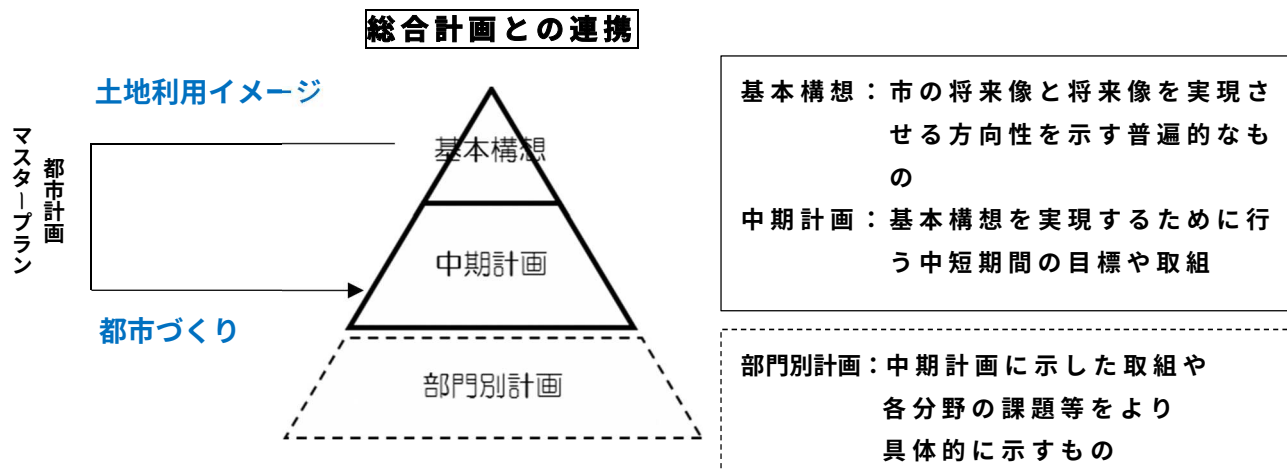
1－5 宇治市都市計画マスタープラン策定の特徴

宇治市では2002（平成14）年6月にマスタープランの策定を宇治市都市計画審議会に諮問しました。審議会は宇治市都市計画マスタープラン検討部会（以下、「検討部会」）を設置され、マスタープランを検討することになりました。

検討部会はマスタープランを策定するうえで、積極的に市民から意見をいただき、宇治市の未来像をともに描きあげていくためにはその計画の過程を可能な限り透明にし、情報を公開することが大切であると考えられました。その際、検討部会、市民及び行政が計画の素材を提供しあい、意見調整のための知恵を出しあう場づくりが不可欠であることから、公募方式による市民参加型のワークショップなどを開催しました。また、ワークショップなどに直接参加できない市民の方にも、広報やメールなどを通じてご意見をいただき、できるだけ意見を反映させました。このようにして策定したのが「宇治市都市計画マスタープラン」です。

1-6 マスタープラン策定の背景と目的

宇治市では、市民と行政が一緒になって宇治市の将来像を考えながら、都市づくりを進めていくための基礎となる都市計画関連分野の具体的な方針を定めるものとして、「宇治市都市計画マスタープラン」を2004（平成16）年3月に策定しました。その後、2011（平成23）年4月に施行された「宇治市第5次総合計画」の検討の中で、少子高齢化の進展や近年の大規模災害の発生など社会情勢の変化を踏まえ、マスタープランを見直す必要があると判断し、2012（平成24）年10月に改訂版を策定しました。今回の策定では人口減少社会における計画と位置付け、成長型社会から成熟型社会（拡大から質向上）をめざし、都市づくりの基本理念の「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現に努めてまいります。また、都市計画マスタープランと第6次総合計画との連携の強化を図り、実効性を高めるとともに、その役割を明確にすることにより市民に分かりやすく伝えます。



1-7 目標年次

マスタープランは、概ね20年後の宇治市を展望するため、目標年次を、2042（令和24）年とします。

目標年次：2042(令和24)年

進捗管理と見直し

社会情勢は、以前にも増して急激に変化し、マスタープラン策定後に市民の意識・考え方も変わる可能性があります。本計画の目標年次は2042（令和24）年としますが、今後の社会経済情勢の変化により、新たな課題や市民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。そのような社会情勢の変化に対応できるように、随時見直しを行います。また、総合計画の改定に反映できるように定期見直しを行います。

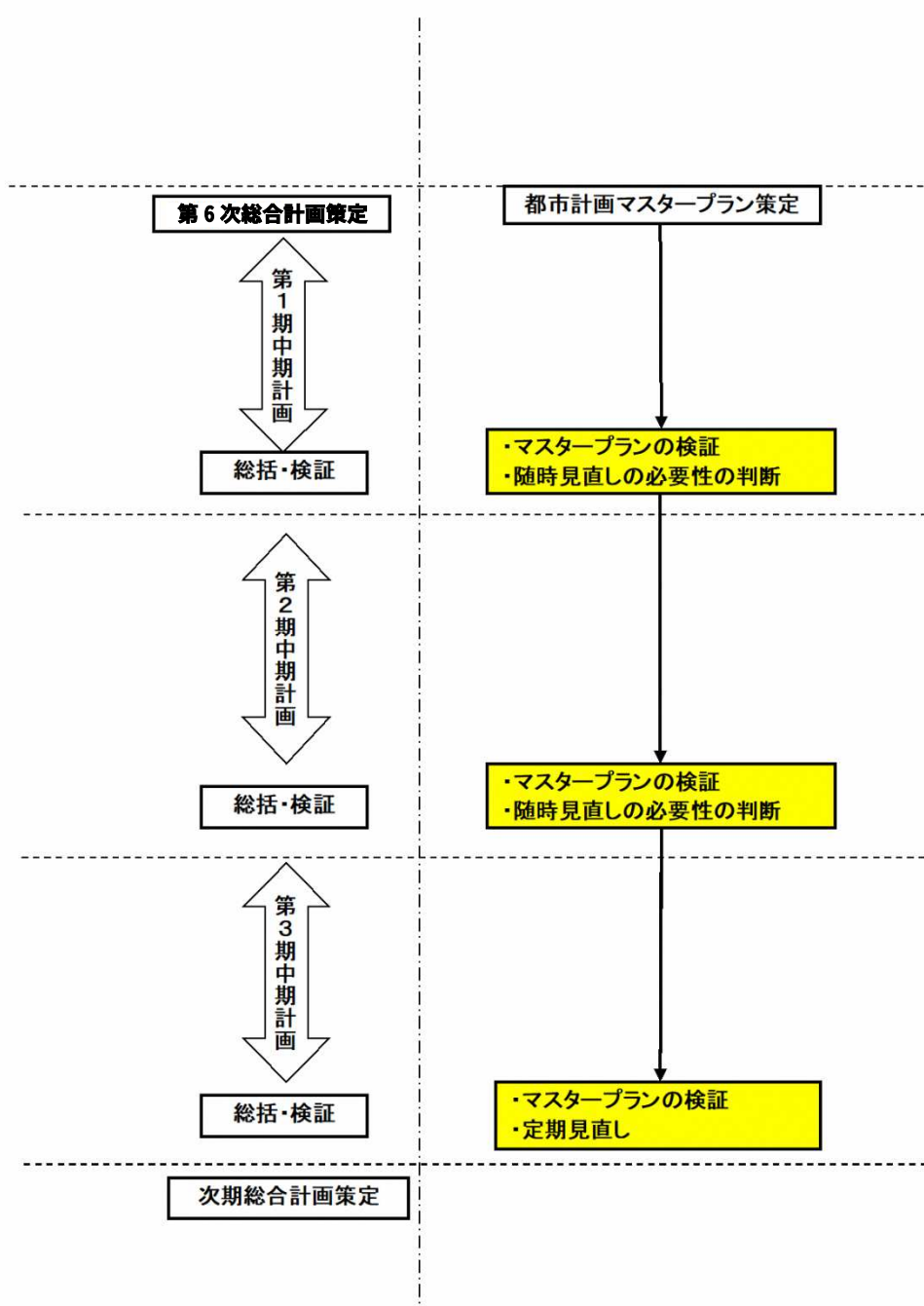
① 定期見直し

総合計画のサイクル（11年）に合わせ、中間見直しや全体見直しを実施。

② 随時見直し

進捗管理として行う総合計画の総括・検証のサイクル（中期計画の3年又は4年）に連動する形でマスタープランを検証し、必要に応じ見直しを実施。ただし、土地利用の見直しなどの方針転換時は上記サイクルに関わらず、随時見直しを検討。

〈今後のマスタープラン見直しの概念図〉



1-8 宇治市都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、市の都市づくりの基本理念・基本目標などの宇治市のあるべき姿を示した「全体構想」、全体構想を踏まえ地域ごとの課題や地域レベルのまちづくりの方向を示した「地域別構想」により構成します。

1 章

はじめに

本計画の位置づけ、役割、策定の背景と目的、目標年次、計画書の構成等を整理しています。

-全体構想-

2 章

宇治市の現状と課題

全国的な社会情勢の変化や関連計画等を踏まえ、本市の現状及び主な都市づくりの課題を整理しています。

3 章

都市づくりの基本理念と基本目標

都市づくりの基本理念、これからの都市計画の視点、都市づくりの基本目標を定めた上で、それを実現する将来都市構造の基本的な考え方を示しています。

4 章

部門別方針

都市計画に関連する7つの部門別の基本方針を示しています。

土地利用

交通

公園・緑地

都市環境

都市防災

都市景観

他の公共施設

-地域別構想-

5 章

地域別構想

市内を7地域に分け、全体構想を基に地域ごとのまちづくりの方針を示しています。

六地蔵地域

黄檗地域

宇治地域

槇島地域

小倉地域

大久保地域

山間地域

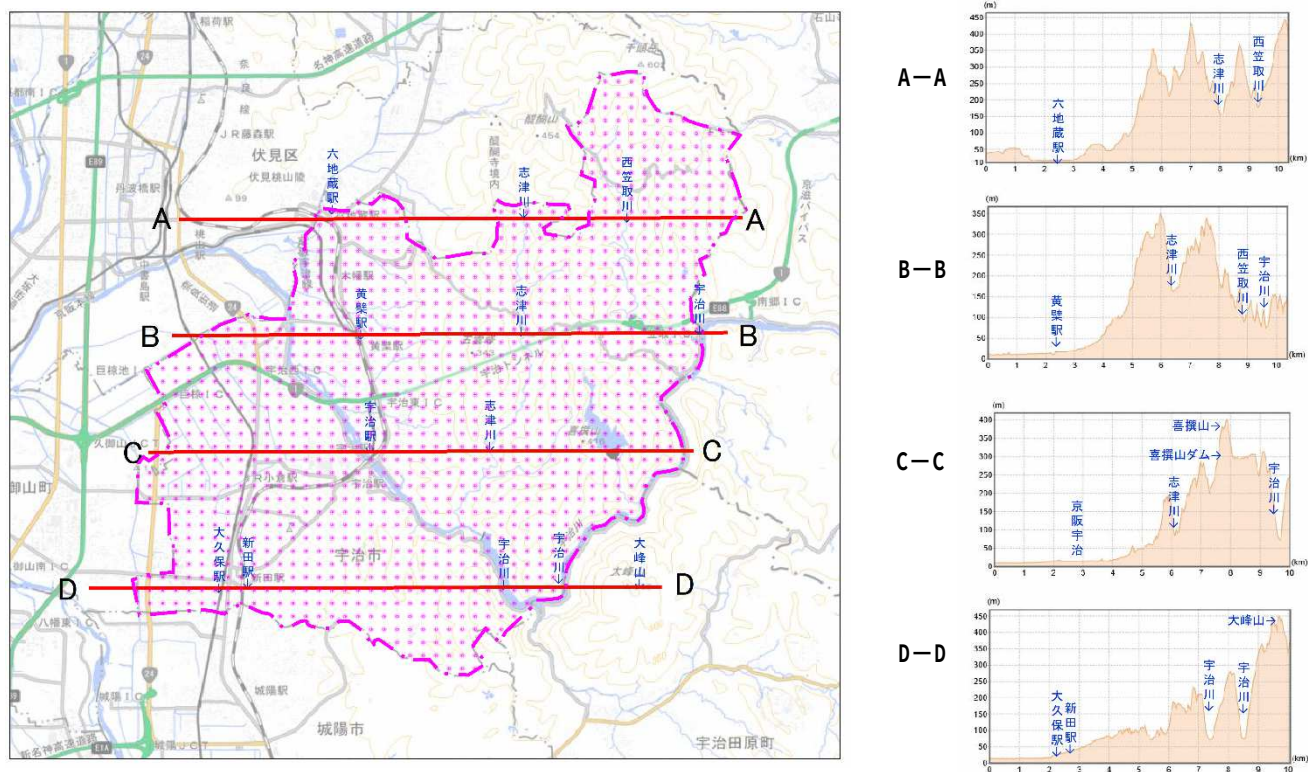
— 全 体 構 想 —

2. 宇治市の現状と課題

2-1 地勢

東部山地は標高 400m ほどの山林で、市域の半分を占めています。中央部丘陵地は標高 100m ほどで東宇治地域山麓に広がっています。西部低地は標高 10m と低く、米作地帯の巨椋池干拓田を含んで西に広がっています。河川は琵琶湖に源を持ち淀川水系に属する宇治川があり、市内の河川の流れを受け入れ桂川・木津川の合流点へと流下しています。

■宇治市の地勢 東西方向断面図（国土地理院 GSI/Maps）



■巨椋 IC 付近から南東方面の鳥瞰図

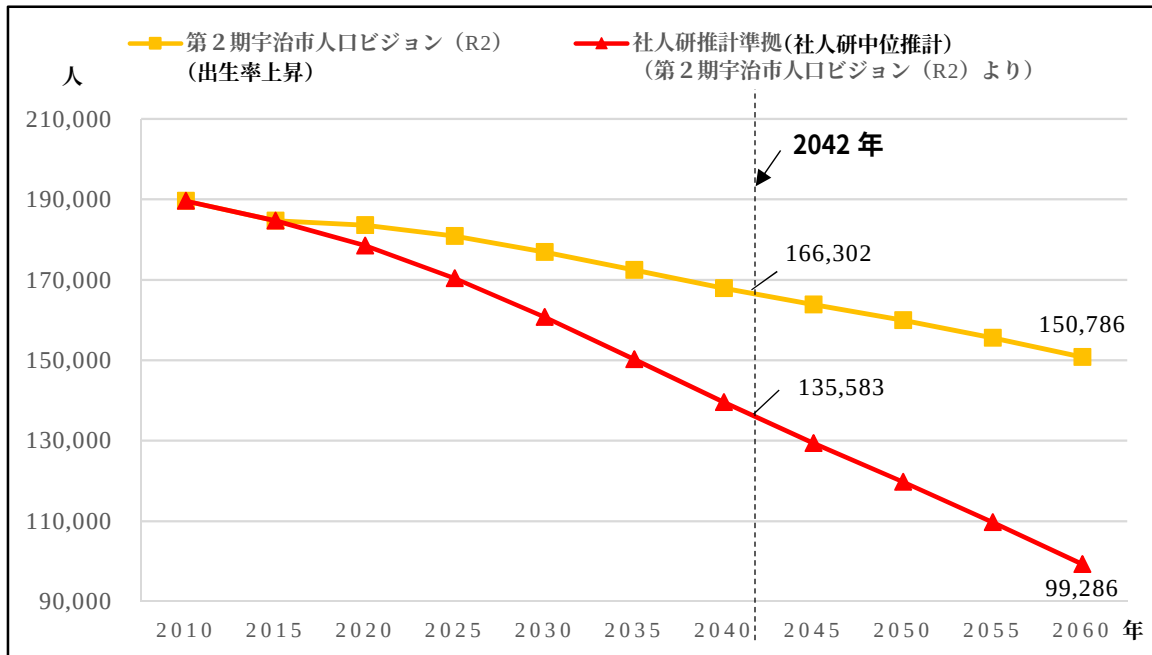


2-2 人口

(1) 人口減少

宇治市の人口は 2011（平成 23）年をピークに減少に転じており、人口の構成比については、65 歳以上の高齢者の比率は、上昇傾向の一途をたどり、2015（平成 27）年には 26.8% まで高まっています。一方、生産活動の中心となる 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が減少傾向にあり、地域経済の担い手の減少が懸念されます。

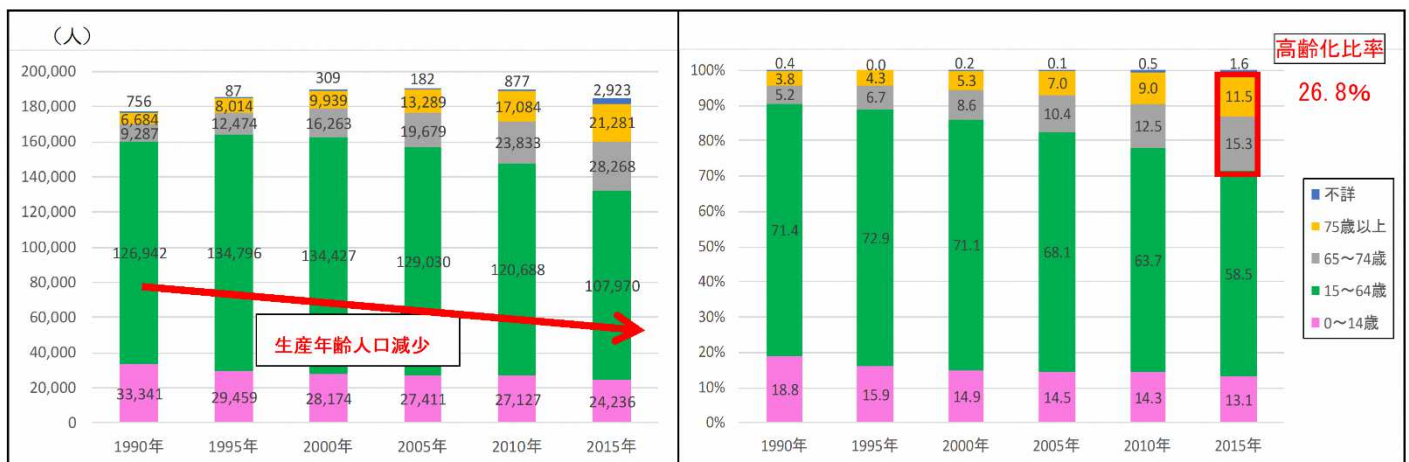
■宇治市の人口予測



	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2042年	2050年	2060年
第2期宇治市人口ビジョン (R2)	189,609	184,678	183,546	180,837	176,917	167,893	166,302	159,938	150,786
社人研推計準拠	189,609	184,678	178,465	170,329	160,718	139,549	135,583	119,719	99,286

資料：第2期 宇治市人口ビジョン

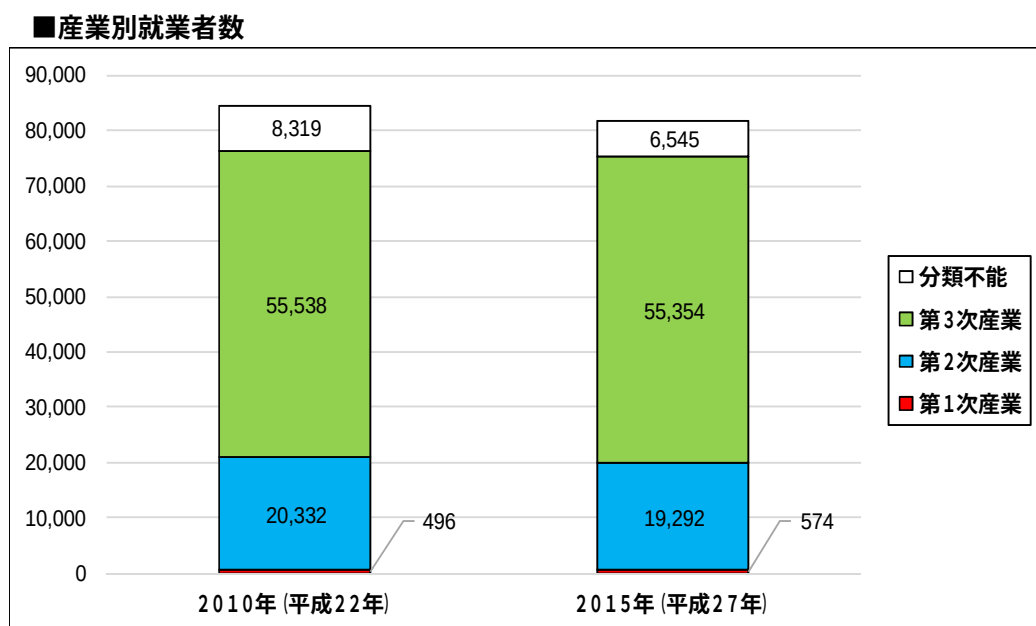
■年齢4区分別人口推移



資料：国勢調査

(2) 産業別就業者数

2015（平成27）年の国勢調査による産業別就業者数は、81,764人で、2010（平成22）年の国勢調査に比べると2,920人の減少となっています。



※産業別就業者数は、分類不能の産業を含むため、産業別就業者数の内訳合計と一致しない。

資料：国勢調査

(3) 通勤人口

流出人口は、市内に居住する就業者のうち、市内で就業する人口は40.2%となっており、過半数は市外へと働きに出ています。流入人口は、市内で就業する者のうち、市内に居住する者は52.9%で半数強が働く場に居住されています。流出人口の約3割が京都市であることから、京都市のベッドタウンの要素は大きく、一方で市内の就業する者の5割強が市内に居住していることから、就業地と居住地の関係性は高いと言えます。

■人口流動の状況 2015（平成27）年

流出人口	(人)	(%)
宇治市に居住する就業者	81,764	100.0
宇治市で従業	32,890	40.2
他市区町村で従業	43,499	53.2
府内	34,576	42.3
第1位 京都市	23,404	28.6
第2位 久御山町	3,807	4.7
第3位 城陽市	2,686	3.3
府外	8,297	10.1

※居業地が不詳のものを含むため合計値は一致しない

流入人口	(人)	(%)
宇治市で就業する者	62,183	100.0
宇治市に居住	32,890	52.9
他市区町村に居住	23,292	37.5
府内	18,611	29.9
第1位 京都市	9,666	15.5
第2位 城陽市	3,970	6.4
第3位 京田辺市	1,076	1.7
府外	4,681	7.5

資料：国勢調査

(4) 市内の事業所数と従業員者数の推移

本市の事業所数、従業者数は2014（平成26）年に一時的に増加したものの、全体としては医療・福祉の分野を除き減少傾向となっています。

事業所数では2016（平成28）年と2009（平成21）年との比較で、大きく減少している業種（卸売・小売業、宿泊業・飲食サービス業、建設業、製造業など）が多数みられ、全体で841（13.4%減）事業所が減少しています。

特に事業所数及び従業者数の多い製造業や商業関係（卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業）での市内経済に与える影響が大きく出ています。

■産業別事業所数

業 種	2009(平成21)年		2012(平成24)年		2014(平成26)年		2016(平成28)年		2009～2016増減	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)	事業所数	構成比(%)
全産業（S公務を除く）	6,254	100.0%	5,688	100.0%	5,750	100.0%	5,413	100.0%	-841	▲ 13.4%
農林漁業	8	0.1%	7	0.1%	6	0.1%	5	0.1%	-3	▲ 37.5%
非農林漁業（S公務を除く）	6,246	99.9%	5,681	99.9%	5,744	99.9%	5,408	99.9%	-838	▲ 13.4%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0%	2	0.0%	1	0.0%	2	0.0%	0	-
建設業	621	9.9%	538	9.5%	534	9.3%	490	9.1%	-131	▲ 21.1%
製造業	743	11.9%	646	11.4%	672	11.7%	631	11.7%	-112	▲ 15.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.0%	2	0.0%	4	0.1%	5	0.1%	2	66.7%
情報通信業	53	0.8%	38	0.7%	38	0.7%	32	0.6%	-21	▲ 39.6%
運輸業、郵便業	83	1.3%	69	1.2%	74	1.3%	79	1.5%	-4	▲ 4.8%
卸売業、小売業	1,453	23.2%	1,312	23.1%	1,283	22.3%	1,205	22.3%	-248	▲ 17.1%
金融業、保険業	79	1.3%	72	1.3%	77	1.3%	73	1.3%	-6	▲ 7.6%
不動産業、物品賃貸業	436	7.0%	389	6.8%	389	6.8%	352	6.5%	-84	▲ 19.3%
学術研究、専門・技術サービス業	213	3.4%	199	3.5%	189	3.3%	191	3.5%	-22	▲ 10.3%
宿泊業、飲食サービス業	812	13.0%	714	12.6%	715	12.4%	660	12.2%	-152	▲ 18.7%
生活関連サービス業、娯楽業	611	9.8%	599	10.5%	602	10.5%	569	10.5%	-42	▲ 6.9%
教育、学習支援業	312	5.0%	291	5.1%	291	5.1%	269	5.0%	-43	▲ 13.8%
医療、福祉	466	7.5%	489	8.6%	543	9.4%	524	9.7%	58	12.4%
複合サービス事業	21	0.3%	20	0.4%	20	0.3%	20	0.4%	-1	▲ 4.8%
サービス業（他に分類されないもの）	338	5.4%	301	5.3%	312	5.4%	306	5.7%	-32	▲ 9.5%

注：2012(平成24)年調査については、農林漁業とサービス業の一部が調査対象外であるため参考値

資料：経済センサス

■産業別従業者数の推移

業 種	2009(平成21)年		2012(平成24)年		2014(平成26)年		2016(平成28)年		2009～2016増減	
	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比	従業者数	構成比
全産業（S公務を除く）	58,604	100.0%	56,323	100.0%	60,382	100.0%	54,794	100.0%	-3,810	▲ 6.5%
農林漁業	247	0.4%	216	0.4%	256	0.4%	249	0.5%	2	0.8%
非農林漁業（S公務を除く）	58,357	99.6%	56,107	99.6%	60,126	99.6%	54,545	99.5%	-3,812	▲ 6.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	5	0.0%	27	0.0%	12	0.0%	10	-	-	-
建設業	3,194	5.5%	2,823	5.0%	2,676	4.4%	2,612	4.8%	-582	▲ 18.2%
製造業	12,725	21.7%	12,777	22.7%	13,903	23.0%	11,299	20.6%	-1,426	▲ 11.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	39	0.1%	26	0.0%	53	0.1%	61	0.1%	22	56.4%
情報通信業	587	1.0%	566	1.0%	553	0.9%	559	1.0%	-28	▲ 4.8%
運輸業、郵便業	2,544	4.3%	2,017	3.6%	2,179	3.6%	1,610	2.9%	-934	▲ 36.7%
卸売業、小売業	11,925	20.3%	11,424	20.3%	11,578	19.2%	10,899	19.9%	-1,026	▲ 8.6%
金融業、保険業	910	1.6%	851	1.5%	906	1.5%	904	1.6%	-6	▲ 0.7%
不動産業、物品賃貸業	1,495	2.6%	1,242	2.2%	1,152	1.9%	1,113	2.0%	-382	▲ 25.6%
学術研究、専門・技術サービス業	1,965	3.4%	1,628	2.9%	770	1.3%	1,540	2.8%	-425	▲ 21.6%
宿泊業、飲食サービス業	5,327	9.1%	5,103	9.1%	4,843	8.0%	4,940	9.0%	-387	▲ 7.3%
生活関連サービス業、娯楽業	3,244	5.5%	3,153	5.6%	3,171	5.3%	2,773	5.1%	-471	▲ 14.5%
教育、学習支援業	2,376	4.1%	2,422	4.3%	3,334	5.5%	2,667	4.9%	291	12.2%
医療、福祉	8,892	15.2%	9,192	16.3%	11,162	18.5%	10,029	18.3%	1,137	12.8%
複合サービス事業	191	0.3%	194	0.3%	422	0.7%	416	0.8%	225	117.8%
サービス業（他に分類されないもの）	2,938	5.0%	2,662	4.7%	3,412	5.7%	3,113	5.7%	175	6.0%

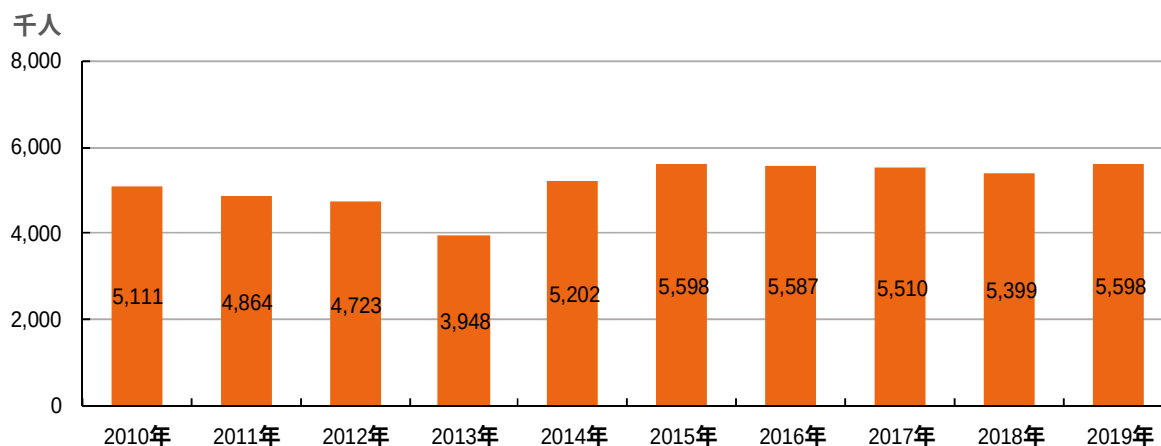
注：2012(平成24)年調査については、農林漁業とサービス業の一部が調査対象外であるため参考値

資料：経済センサス

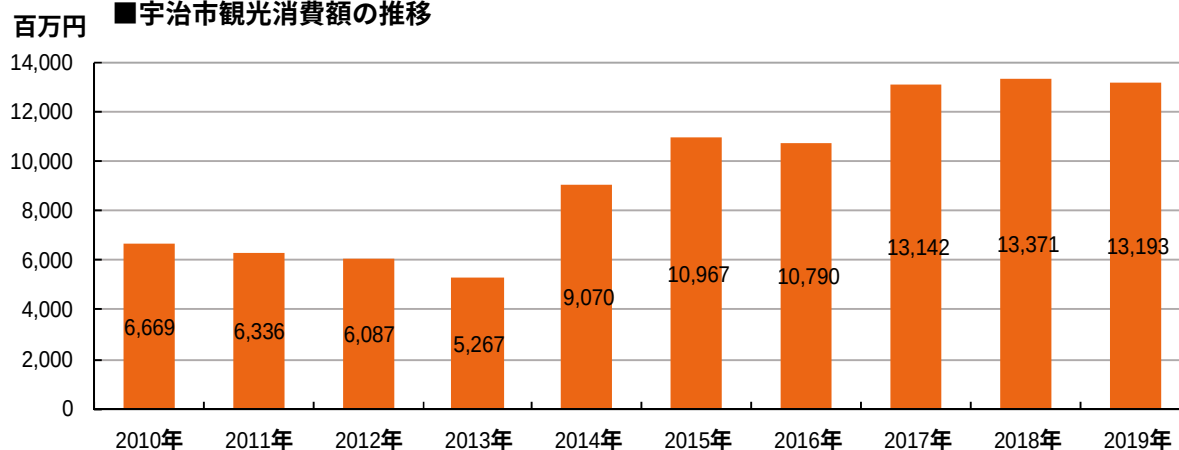
(5) 交流人口

2011（平成23）年の東日本大震災の影響のほか、2013（平成25）年の台風災害の影響などのため一時的な減少が見られましたが、2018（平成30）年度末に宇治川改修本体工事が完了するなどにより559.8万人が訪れています。また、外国人観光客の増加等から観光消費額も増加しています。また訪問した施設では、平等院に約8割の方が訪問しており、宇治地域に一極集中しています。

■宇治市観光入込客数の推移



■宇治市観光消費額の推移



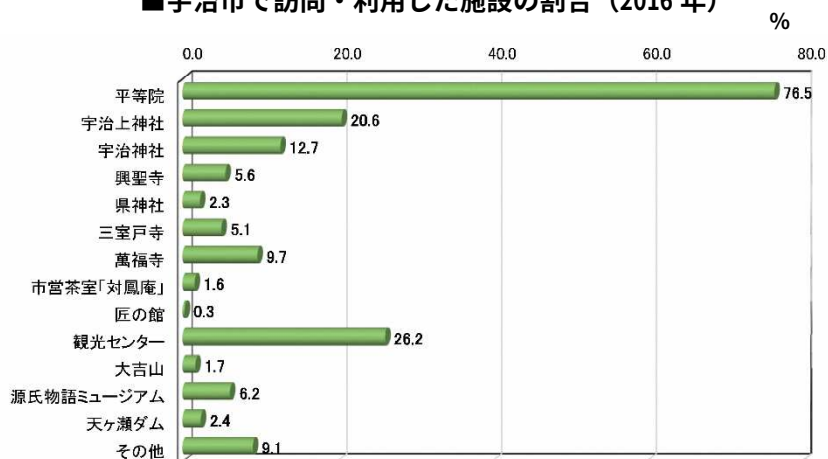
資料：宇治市観光入込客数統計

■外国人宿泊客数の推移

	外国人 宿泊客数（人）
2010年	999,154
2011年	529,116
2012年	862,160
2013年	1,148,672
2014年	1,866,245
2015年	3,216,190
2016年	3,256,611
2017年	3,612,060
2018年	4,594,862
2019年	3,897,004

資料：京都府観光入込客調査

■宇治市で訪問・利用した施設の割合（2016年）



資料：宇治市観光振興計画後期アクションプラン

2-3 都市構造

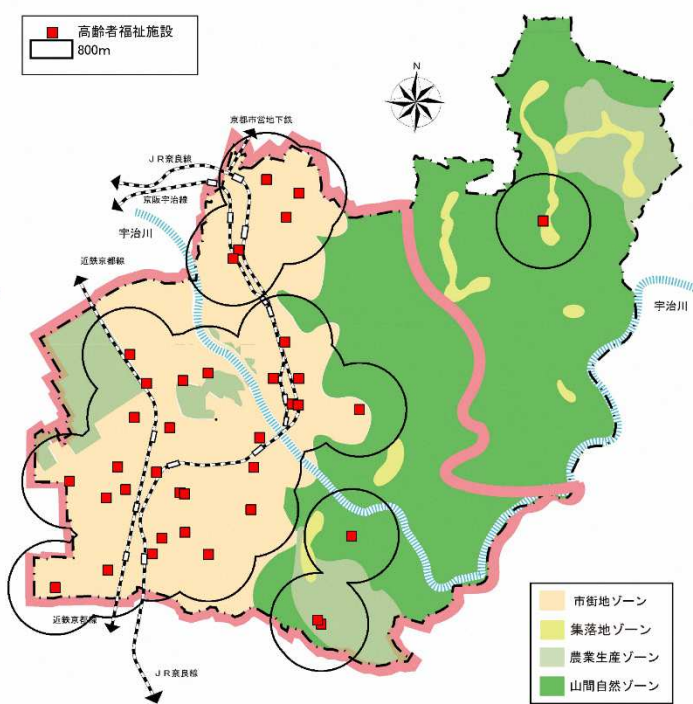
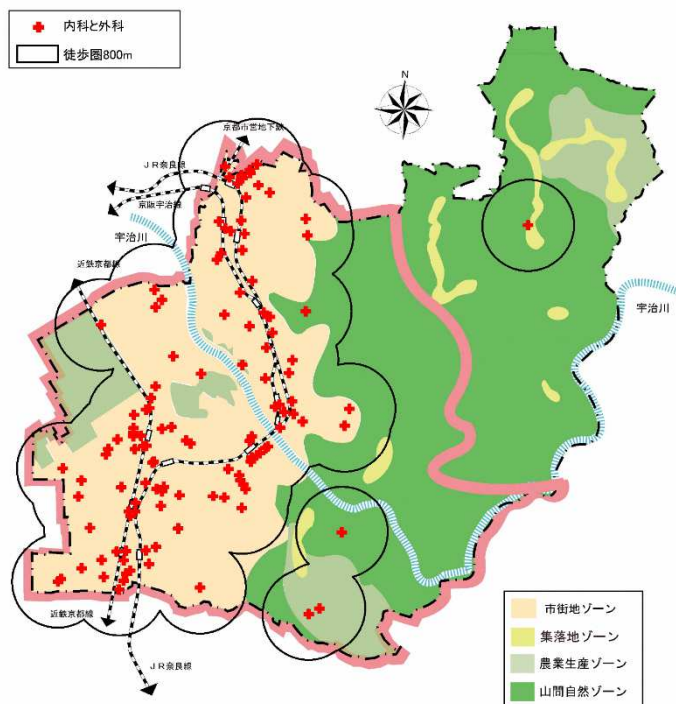
(1) 生活サービス施設の分布状況

商業・医療・福祉の日常生活サービス施設は、市内一円に配置されており、各施設の徒歩圏充足率は市街地を概ねカバーしています。現状では生活利便性が一定整っていると考えられます。

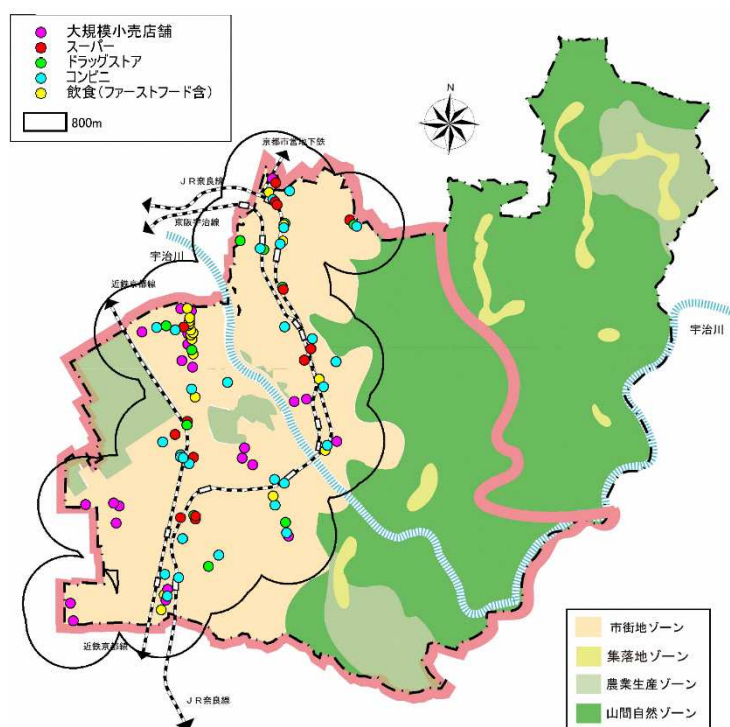
今後、人口減少、少子高齢化の進展に伴い医療施設、商業施設の徒歩圏人口密度のますますの低下が予想され、これらの施設の維持が困難になる恐れがあります。

■医療施設（内科・外科）の徒歩圏（2014 年）

■高齢者福祉施設の徒歩圏（2015 年）



■商業施設（スーパーマーケット等）の徒歩圏（2020 年）



※医療施設は、国土数値情報（国土交通省）に含まれる医療機関データの全国の医療機関（病院、診療所等）のうち診療科目が内科、外科を含む施設を抽出。

※高齢者福祉施設は、国土数値情報（国土交通省）に含まれる福祉施設データのうち、老人福祉施設を抽出。

※商業施設は、大規模小売店舗立地法届出状況一覧（京都府）等をもとに延床面積1000㎡以上の大規模小売店舗を抽出。あわせて、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店を図上抽出。

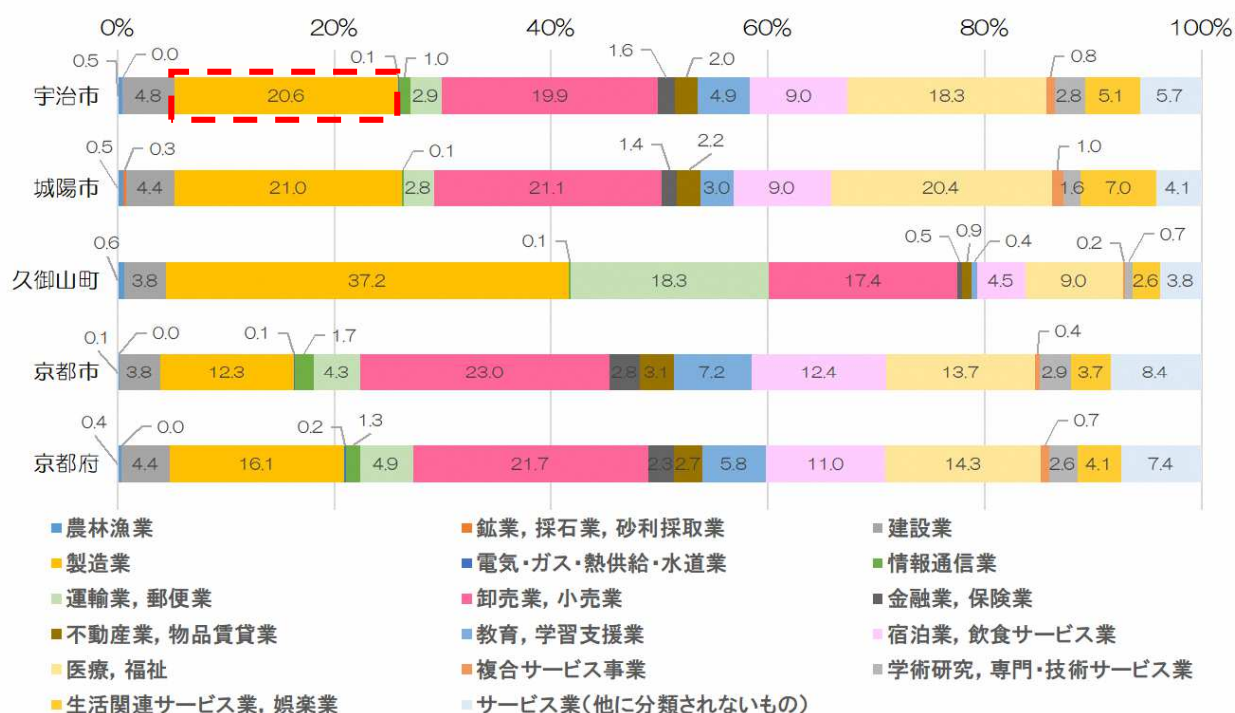
(2) 産業

①産業全体

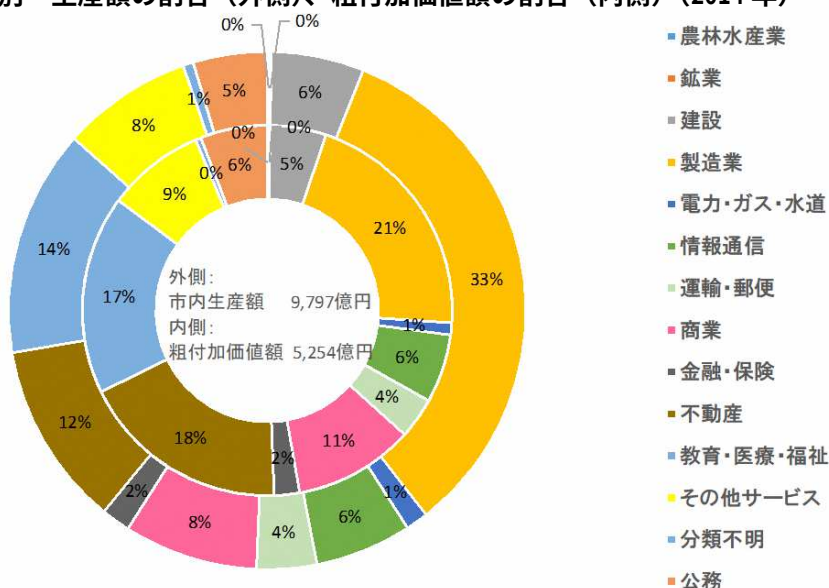
従業者数の業種別構成比を近隣自治体や京都府全体と比較すると、製造業の構成比が大きく、製造業の集積地帯であることが分かります。生産額及び粗付加価値額を見ると、どちらも製造業の構成比が最大となっています。また、粗付加価値額及び従業者数では、製造業、不動産業、教育・医療・福祉、商業の構成比が約 7 割と大きく、市民生活に与える影響は大きいです。

また、輸移出額と輸移入額を見ると、全体では輸移出に比べて輸移入が多く、市外へ資金が流出する構造となっていますが、製造業と情報通信は輸移入に比べて輸移出が多くなっています。

■業種別従業者数（民間事業所のみ）の割合（2016 年）



■宇治市業種別 生産額の割合（外側）、粗付加価値額の割合（内側）（2014 年）



資料：宇治市産業戦略

■宇治市の輸移出額と輸移入額（2014（平成 26）年宇治市産業連関表を基に作成）

	輸移出額 ①	輸移入額 ②	輸移出入収支 ③=①-②
農林水産業	202	14,443	-14,242
鉱業	391	2,064	-1,673
製造業	296,502	284,166	12,336
建設	0	0	0
電力・ガス・水道	2,239	16,407	-14,168
商業	35,410	67,266	-31,856
金融・保険	441	17,278	-16,837
不動産	1,013	4,244	-3,231
運輸・郵便	13,037	26,603	-13,566
情報通信	31,991	28,760	3,230
公務	0	0	0
教育・医療・福祉	30,774	32,004	-1,230
サービス	30,526	80,836	-50,310
分類不明	1,703	1,490	213
計	444,228	575,562	-131,333

資料：宇治市産業戦略

②農業

本市の農業は、巨椋池干拓田を中心とした水稲と伝統産業である宇治茶を基幹産物として発展しており、京都や大阪をはじめとした大消費地の都市近郊農地として、野菜や花きなど多様な作物の生産が行われています。後継者不足等から面積、人口ともに減少傾向にある中、農業生産基盤の整備や消費拡大に取り組んでいます。

茶業については宇治茶のブランド力の強化や優良茶園の保全と担い手の育成などに取り組んでいます。

■経営耕地面積（販売農家）及び農家人口

	2005 年	2010 年	2015 年
経営耕地面積（ha）	274	212	178
農家人口（人）	1,114	897	660

資料：農業センサス・世界農林業センサス

■茶園面積、茶農家数及び荒茶生産額

	2005 年	2010 年	2015 年
茶園面積（ha）	83.5	81.8	80.5
茶農家数（人）	122	116	111
荒茶生産金額（千円）	626,067	631,988	641,307

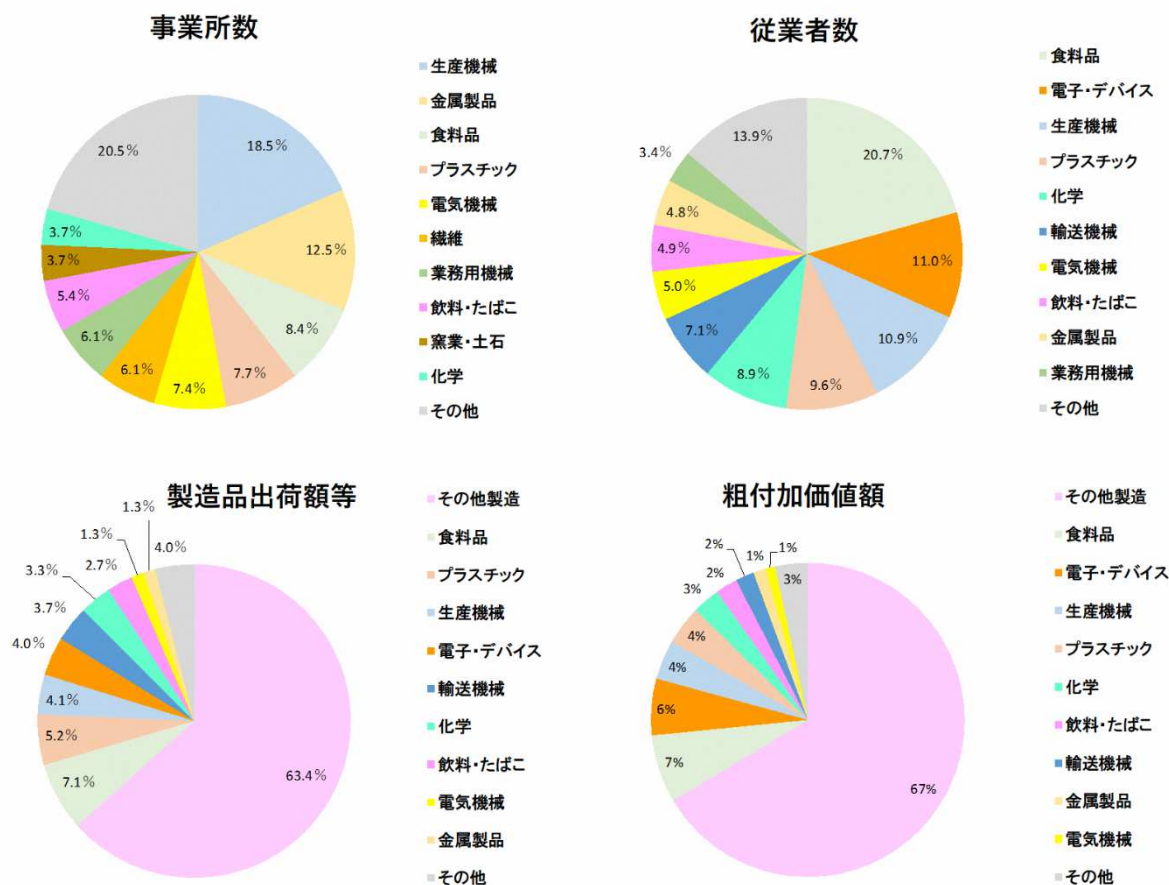
資料：京都府産茶の生産・流通状況等に関する資料

③工業

本市の製造業の業種別事業所数をみると、生産機械、金属製品、食料品が多く、従業者数では、食料品、電子・デバイス、生産機械、プラスチックの順で多く、この 4 業種で約 5 割を占めています。製造品出荷額等では、その他製造（娯楽用具・がん具製造業等）、食料品の 2 業種で全体の約 7 割を占めています。粗付加価値額では、その他製造、食料品、電子・デバイスの 3 業種で全体の約 8 割を占めています。

■宇治市の中分類別製造業の状況

事業所数・従業者数・製造品出荷額等・粗付加価値額（2018（平成 30）年）



資料：平成 30 年工業統計調査

④商業

本市の小売業の事業所数は、減少傾向にあり、平成 28 年経済センサスでは事業所数は 989、従業者数は 9,322 人、年間商品販売額は 128,392 万円となっています。店主の高齢化・後継者不足、新たな店舗の出店、そして消費者ニーズの多様化など商業環境の変化が見られます。

■宇治市小売業の推移

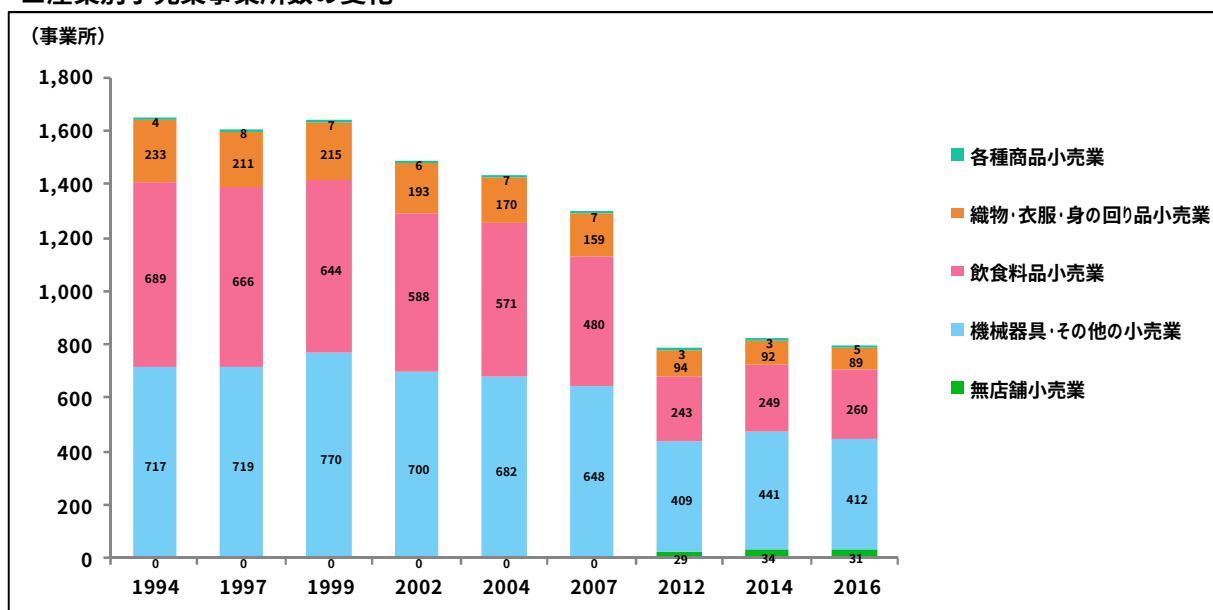
	2012年	2014年	2016年
事業所数	1,086	1,052	989
従業者数(人)	9,677	9,865	9,322
年間商品販売額(百万円)	108,720	119,232	128,392
売場面積(m2)	149,258	146,273	138,038

資料：経済センサス—活動調査（2012 年、2016 年）、商業統計調査（2014 年）

■宇治市大規模小売店舗(店舗面積：1,000 m²以上)の主な撤退状況と食品スーパー等の開店状況（2016 年以降）

店舗名(撤退)	店舗面積(m ²)	店舗名(開店)	店舗面積(m ²)
イオン大久保店 (大久保サティ)	14,816	フレンドマート宇治菟道店	1,428
イトーヨーカ堂六地藏店	13,406	スーパーマツモト宇治西店	5,123
オーレ丸山 (丸山百貨店)	2,057	マツヤスーパー伊勢田店	2,470
レインボー小倉	10,453	V・drug宇治槇島店	1,312

■産業別小売業事業所数の変化



資料：商業統計調査、経済センサス—活動調査

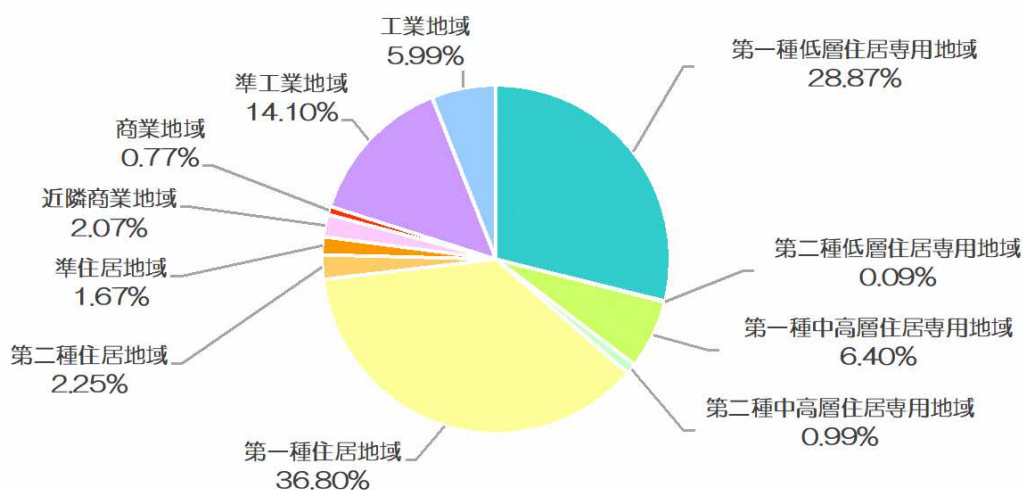
【注記】2007 年以降は、日本標準産業分類の大幅改定の影響や、「商業統計調査」と「経済センサス—活動調査」の集計対象範囲の違い等から、単純に調査年間（表示年）の比較が行えない。

2-4 土地利用

(1) 用途地域別面積構成

本市では都市計画区域として、4,654ha（68.9%）を定めており、市街化区域 2,220ha（32.9%）、市街化調整区域 2,434ha（36.03%）となっています。また、用途地域のうち住居系が 77.1%、工業系が 20.1%、商業系が 2.8%を占めています。

■用途地域別面積の割合



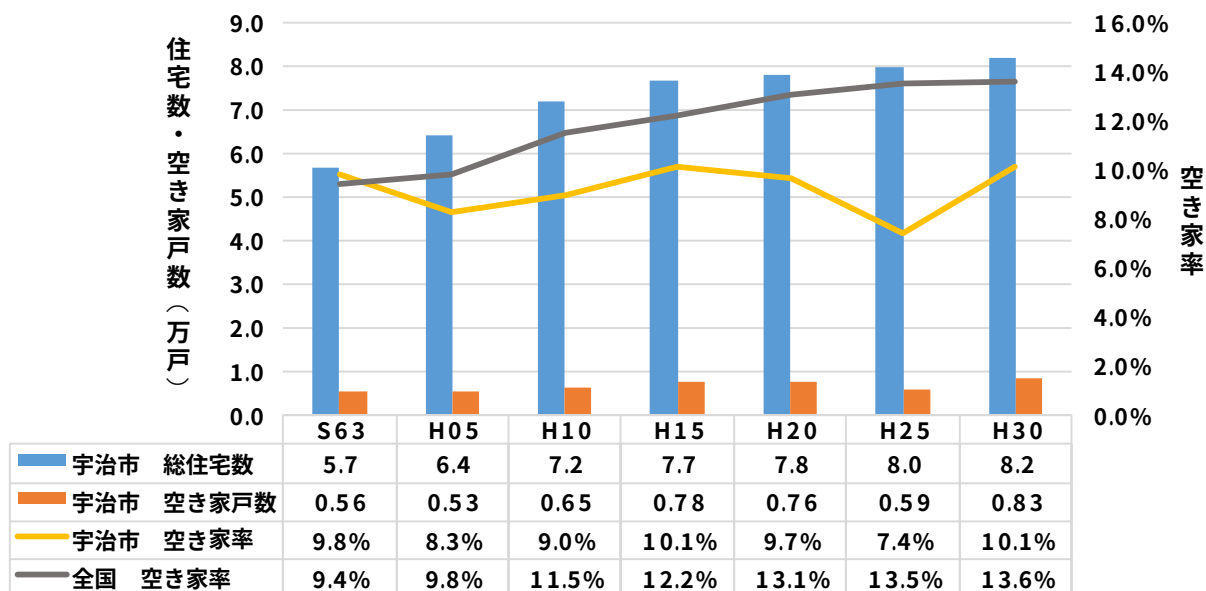
住居系							商業系		工業系		合計
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	
641ha	2ha	142ha	22ha	817ha	50ha	37ha	46ha	17ha	313ha	133ha	2,220ha

(2) 住宅

①空き家戸数及び空き家率の推移

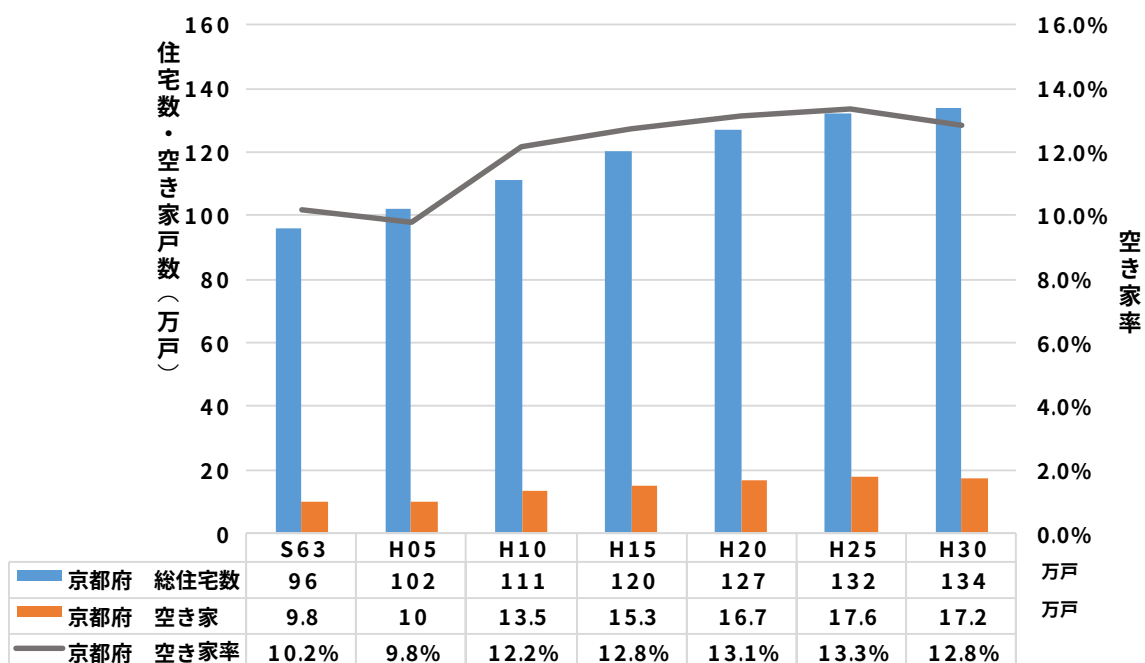
本市の空き家戸数は、人口減少や高齢化の進展、住環境、住宅の老朽化、社会ニーズなどの変化により増加傾向となっています。また、本市の空き家率は10%前後で推移していますが、全国と比較すると低い傾向にあります。

■空き家戸数及び空き家率の推移 宇治市



資料：各年住宅・土地統計

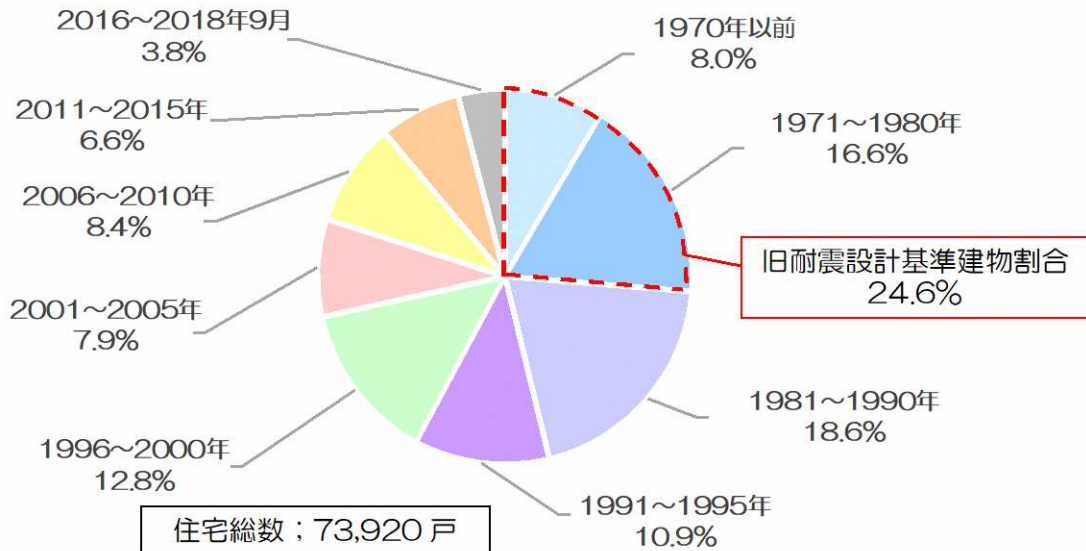
京都府



②住宅の建設時期

1981（昭和 56）年度以前の旧耐震基準建物が、居住世帯のある住宅のうちの約 25%を占めており、空き家予備群といえる住宅が約 18,000 戸あります。

■住宅建設時期別の割合



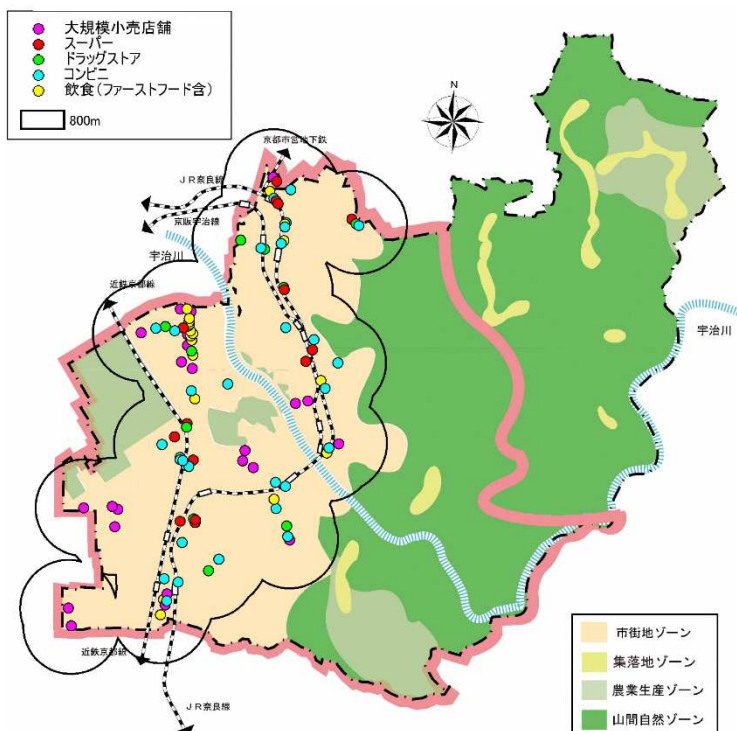
資料：平成 30 年住宅・土地統計調査

（3）商業・業務地、工業地

①商業地の土地利用

以前は、駅周辺に大規模小売店舗の集積が見られたが、現在は多くが撤退するなど商業ニーズは変化している一方で、小規模な店舗は出店するなど市街化区域の大部分が商業施設から 800 mの徒歩圏内にありますが、今後、人口減少の進展に伴い商業施設の徒歩圏人口密度のますますの低下が予想され、これらの施設の維持が困難になる恐れがあります。

■商業施設（スーパーマーケット等）の徒歩圏（2020 年）



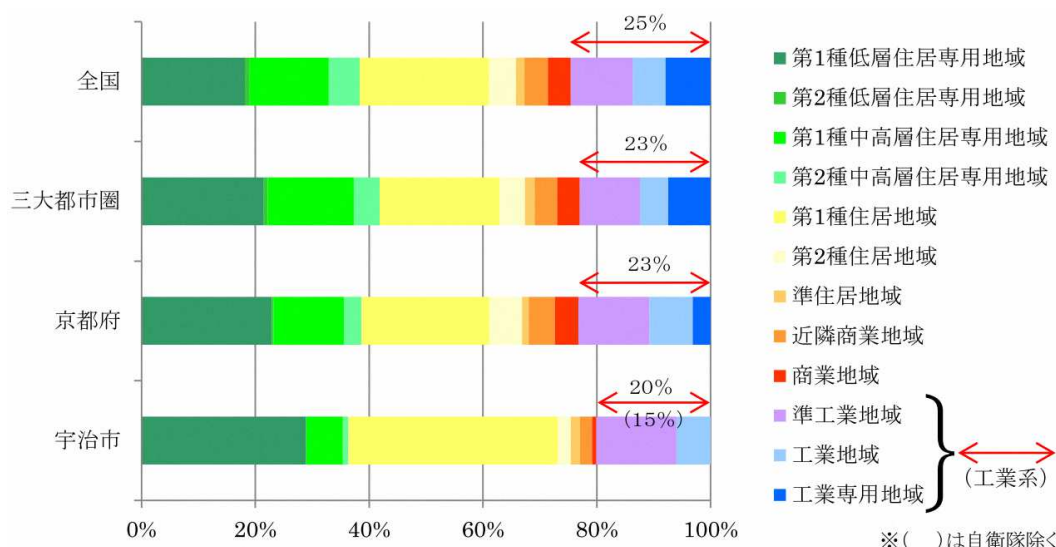
※商業施設は、大規模小売店舗立地法届出状況一覧（京都府）等をもとに延床面積 1000 m²以上の大規模小売店舗を抽出。あわせて、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、飲食店を図上抽出。

②工業地の土地利用

i) 工業系用途地域の比率について

全国、三大都市圏、京都府及び本市の工業系用途の比率を比較すると、本市は工業専用地域がなく、工業系の比率も小さくなっています。準工業地域は大きいですが、宇治駐屯地（黄檗）と大久保駐屯地が 1/4 を占めており、工業系として利用できる土地は少ない状態となっています。

■工業系用途地域の面積比率



資料：土地利用転換可能性調査

ii) 工業地域、準工業地域の土地利用状況

2012（平成24）年度の都市計画基礎調査のデータをもとに、土地利用状況の特性を分析すると、工業地域は3地域あり、槇島地域は比較的工場が多く存在するが、宇治樋ノ尻地域では大半が一企業の工場で占めており、大久保地域では工場はあるものの商業施設や共同住宅の立地が目立っています。

準工業地域では、建築物の用途制限が比較的緩いことから商業施設や宅地開発が進み、商工混在や住工混在の地域となっています。

また、すべての地域において土地使用率は高くなっています。

2-5 交通

(1) 道路・鉄道

本市周辺の道路状況を見ると、京滋バイパス、第二京阪道路、京奈和自動車道等が整備されているほか、2023（令和5）年には新名神高速道路の開通が予定されています。このように、広域的な道路網は充実した環境にあり、物流の面では恵まれた環境にあります。また、鉄道については、JR西日本、京阪電気鉄道、近畿日本鉄道、京都市営地下鉄の4路線があり、JR西日本の奈良線は2023（令和5）年までに京都駅から宇治市域が完全複線化される予定であり、広域ネットワークは充実しています。

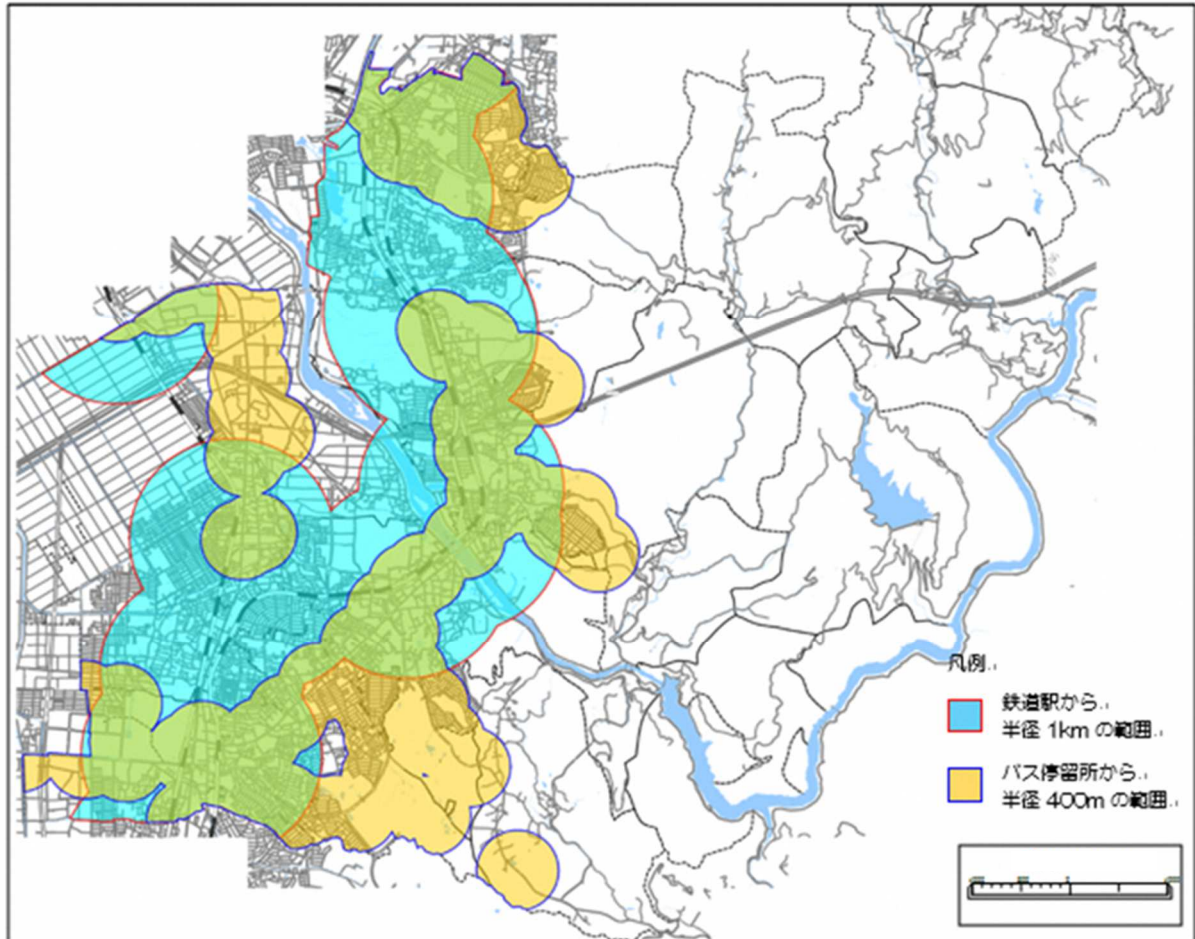
■広域交通体系図



(2) 公共交通

市内に鉄道駅が 14 駅あり、人口の約 9 割が鉄道駅から 1000m、バス停から 400m の範囲内に居住されており、鉄道を中心とした公共交通に恵まれた環境です。反面、今後はこうした既存の公共交通を持続していくための利用促進や高齢化の進展などによる社会ニーズの変化など検討する必要があります。

■公共交通の徒歩圏図

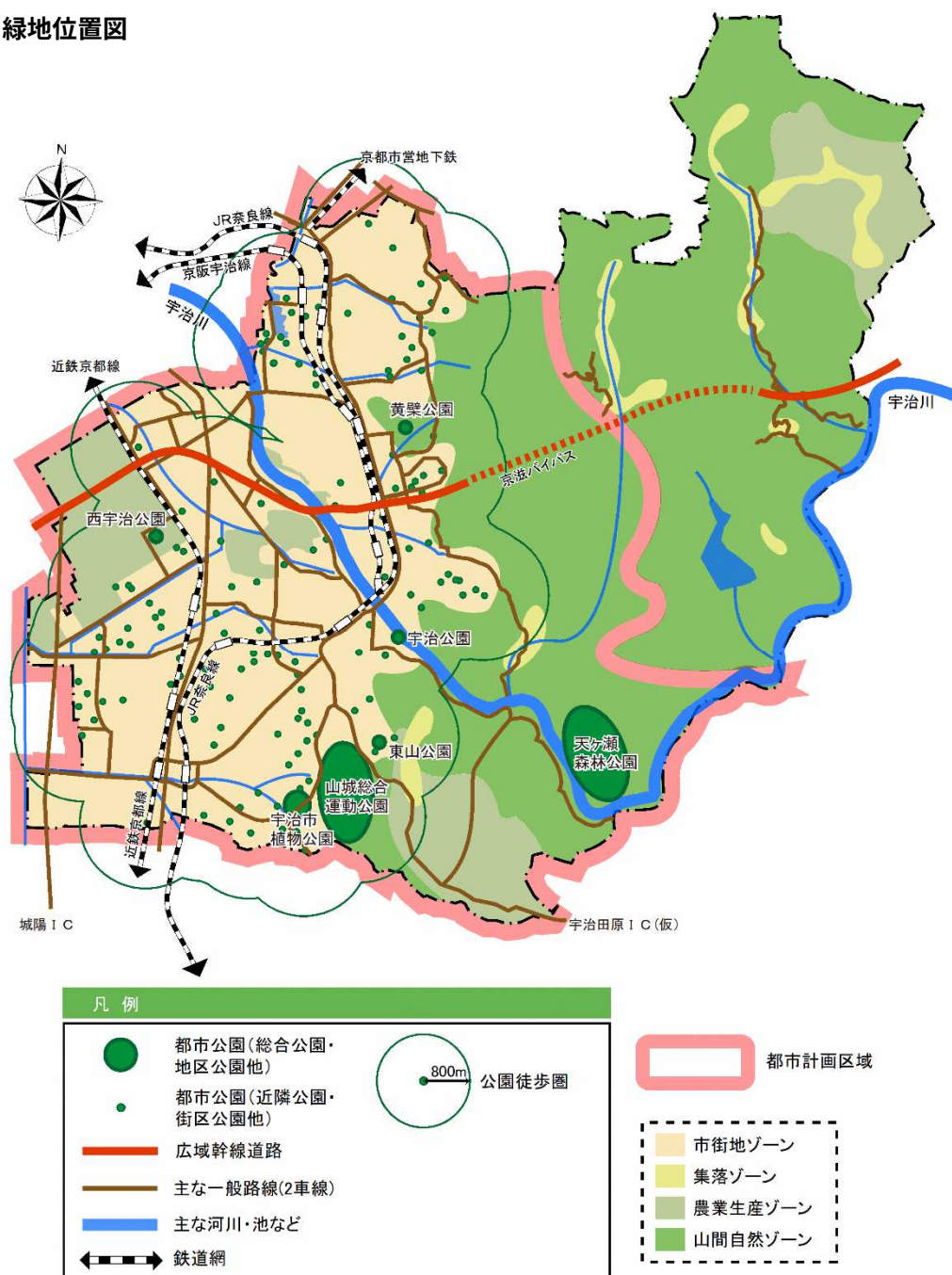


2-6 公園・緑地

公園・緑地は緑のオープンスペースを確保し、防災機能や市民の憩い、スポーツ・レクリエーションの場として整備されており、2019（令和元）年度末で182箇所、49.78haの都市公園が供用されており、都市計画区域内の市民1人当たりの公園面積は7.81㎡/人となっています。

市街化区域の大部分が都市公園から800mの範囲にあります。豊かな自然環境とふれあう場をつくることで、その恩恵を感じる機会を創出する必要があります。

■公園・緑地位置図



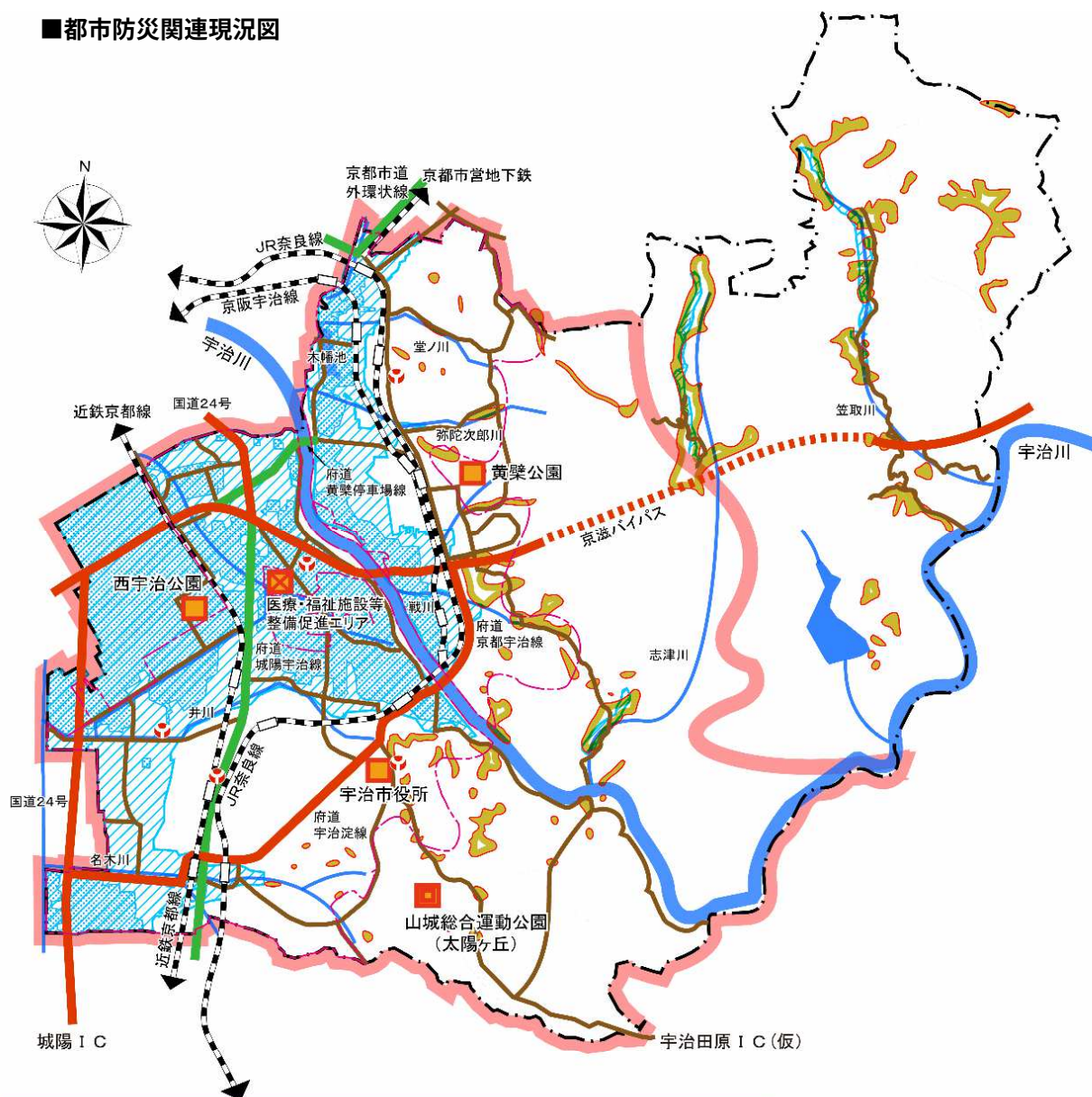
2-7 都市環境

市民生活において、文化・歴史・風土を踏まえたまちづくりを進めるため、歴史的景観の保全や、豊かな自然の恩恵を次世代に継承するため環境負荷の少ないまちづくりに努めています。今後も自然エネルギー利用促進の観点からまちづくりの検討が必要です。

2-8 都市防災

住宅密集地や緊急車輛が進入できない地域も存在し、大地震等によって建物の倒壊や火災等が大規模に発生する恐れや、近年、気候変動の影響により頻発化、激甚化する水害等により、浸水や土砂災害など大きな被害が発生する恐れがあることから、宇治市の地勢を踏まえこれまでの防災対策に加え、**被害の軽減・早期復旧など総合的かつ多層的な検討が必要です。**

■都市防災関連現況図



凡 例

- 京都府広域防災活動拠点
- 防災の拠点
- 医療・福祉施設等整備促進エリア
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路
- 主な一般路線(2車線)
- 主な河川・池など
- 鉄道網
- 消防署

- 土砂災害警戒区域
- 洪水浸水想定区域
(河川が大雨によってはん濫した時に浸水が予想される最大の範囲)
- 浸水深:3m以上の区域

【想定雨量】

宇治川: 宇治地点上流域の9時間総雨量356mm
 山科川: 24時間雨量355mm
 堂ノ川: 1時間雨量147mm
 弥陀次郎川、戦川・新田川: 1時間雨量147mm
 古川(井川・名木川含む): 2時間雨量225mm
 笠取川: 1時間雨量142.8mm
 志津川: 1時間雨量141.7mm

- 都市計画区域
- 市街化区域

・「緊急輸送道路」の詳細については、「京都府緊急輸送道路ネットワーク計画書」、「洪水浸水想定区域」の詳細については、「宇治市ハザードマップ」をそれぞれご覧下さい。

2-9 都市景觀

山並みスカイラインや宇治川の水系といった自然景観や、世界遺産である平等院、宇治上神社周辺の歴史を尊重した景観の保全など、歴史・文化の息づくまちなみの保全・継承に努めています。2008（平成20）年に「宇治市景観計画」を策定し、良好な景観の形成を推進してきました。その後、2015（平成27）年から風致地区内における許可事務が権限移譲され、「良好な景観の形成」と「風致の維持」を一体的に推進することが可能になっています。今後の総合的な景観のありかたについて検討が必要です。

■景觀資源圖



2-10 他の公共施設

宇治市公共施設等総合管理計画における個別施設管理実施計画等の策定を進め、公共施設等の適正な配置や計画的な保全に努めています。

2-11 まとめ

分 野	現状と課題
2-2 人口 (p 7)	・人口減少、少子高齢化の進展 ・若い世代（生産年齢人口）の減少
2-3 都市構造 (p 11)	・日常生活サービス施設が市街地を概ねカバーしているが人口構造の変化により今後は施設の維持が困難になる恐れ ・市内経済は輸移出に比べて輸移入が多く、市外へ資金が流出している構造 ・消費者ニーズの多様化から大型商業施設が撤退するなど商業環境が変化
2-4 土地利用 (p 15)	・商業ニーズの変化により駅周辺の大規模小売店舗が撤退 ・工業系用途では商工混在や住工混在が見られ全国・府と比べ比率も低い ・空き家率は全国と比べ低い、予備軍（旧耐震）は約 18,000 戸
2-5 交通 (p 19)	・既存公共交通の持続 ・高齢化の進展などによる社会ニーズの変化
2-6 公園・緑地 (p 21)	・豊かな自然環境とふれあう場をつくることで、その恩恵を感じる機会の創出
2-7 都市環境 (p 21)	・環境負荷の少ないまちづくり ・自然エネルギー利用促進
2-8 都市防災 (p 22)	・頻発化、激甚化する水害等のリスク ・地勢を踏まえたまちづくり
2-9 都市景観 (p 23)	・歴史・文化の息づくまちなみの保全・継承
2-10 他の公共施設 (p 23)	・公共施設等の適正な配置や計画的な保全が必要

3. 都市づくりの基本理念と基本目標

3-1 都市づくりの基本理念

本市は、豊かな自然的環境や文化・歴史的遺産を守り育て、未来へと引き継いでいくことによって、そこに住む人々が誇りと愛着を感じることもできる、ふるさと宇治を創造することをめざしています。本市、行政計画の最高指針である、宇治市総合計画では「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指す都市像として掲げ、「ふるさと宇治」の実現に努めているところです。

そこで、まちづくりの最高指針である都市計画マスタープランにおいても総合計画の理念を踏襲し、人口減少社会における都市計画の諸課題に対応することを念頭に活力ある新たな「ふるさと宇治」の実現に努めてまいります。

みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市

3-2 これからの都市計画の視点

- ① 成長型社会から成熟型社会へ、拡大から質の向上を目指す
- ② 変化に適応できる都市計画プロセス
- ③ パートナーシップ（市・市民・事業者）による都市づくり

① 成長型社会から成熟型社会へ、拡大から質の向上を目指す

本市においても人口減少・少子高齢社会の進展により、2011（平成 23）年をピークに人口減少局面に入るなど、市民を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

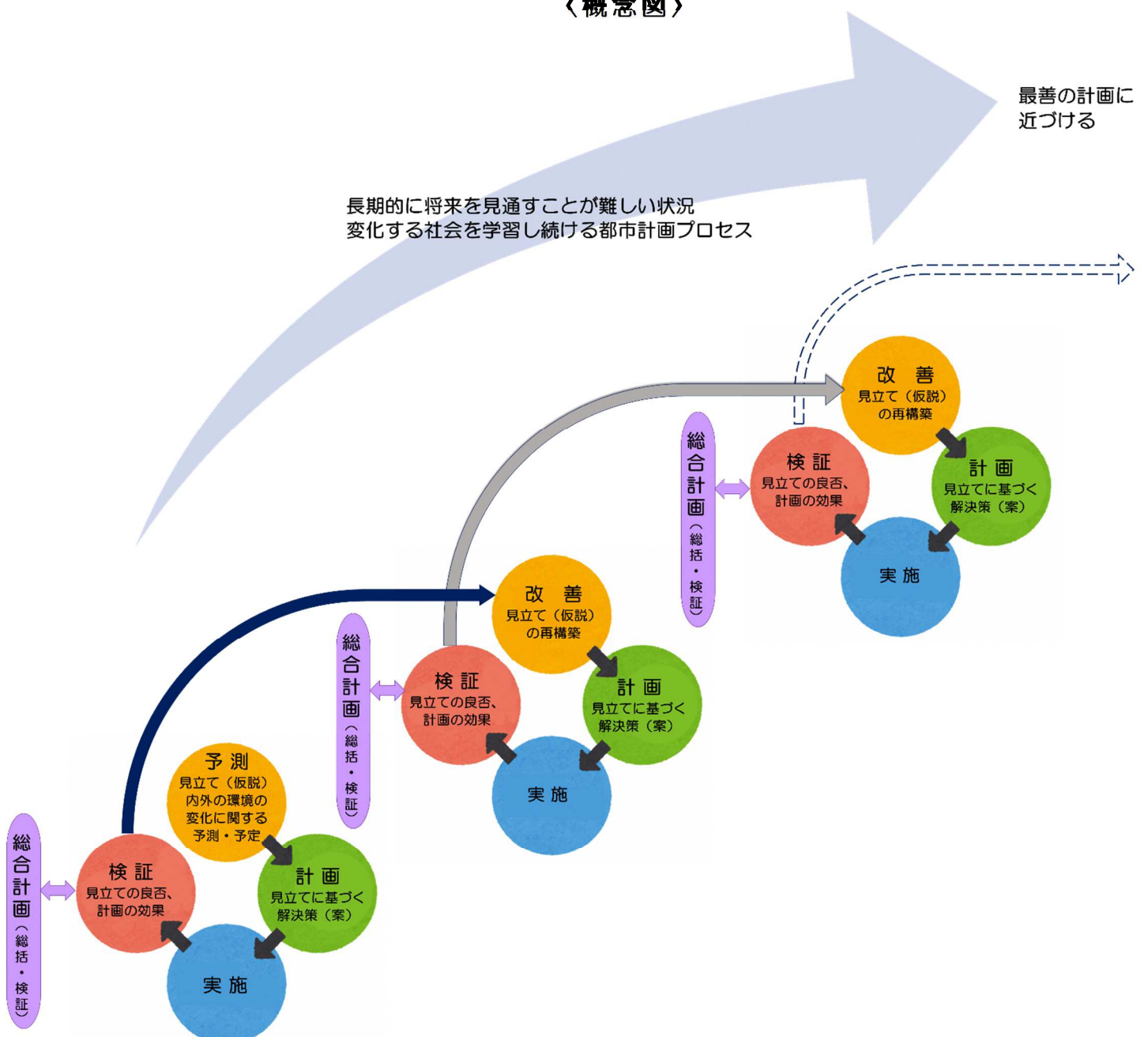
人口増加局面での都市計画では、増加する人口に対して将来の都市インフラの需要を予測し、計画的にその量的充足を図ることが必要とされてきましたが、人口減少局面では、従前から提供されてきた都市のサービスの水準を都市内のすべての地域で長期的に維持していくことが困難になってくることが予想されます。

このような状況に対処するためには、居住や医療・福祉、商業、公共交通などの都市のサービスの水準を常に見つめながら、計画的な誘導を図るなど、交通ネットワーク等を通じて地域と地域が連携・補完し、まちの資源を共有することで市民が享受できる都市のサービスの質を確保・向上させていくことが必要であると考えます。

② 変化に適応できる都市計画プロセス

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の長期的な将来を見据えた計画として将来の都市の姿を描き出すものです。しかしながら、少子高齢化に加え、気候変動、新型コロナウイルス感染症の蔓延、第 4 次産業革命の進展など、生活様式や産業構造にも大きな変化の兆候が見られ、長期的に将来を見通すことが極めて難しい状況での計画策定とならざるを得ません。このような状況に対処するためには、現時点で考えられる最善の計画を策定し、都市づくりの基本理念を保ちつつ、環境や社会経済情勢などの変化に適応できるよう、常にその変化を見つめ、その変化に応じて機動的に計画の修正を図ることを可能とすることが求められます。このような順応的管理（適応的な管理）に基づき、定期的に計画を見直し、適応的に変化に対応しうる計画プロセスを構築することが必要です。

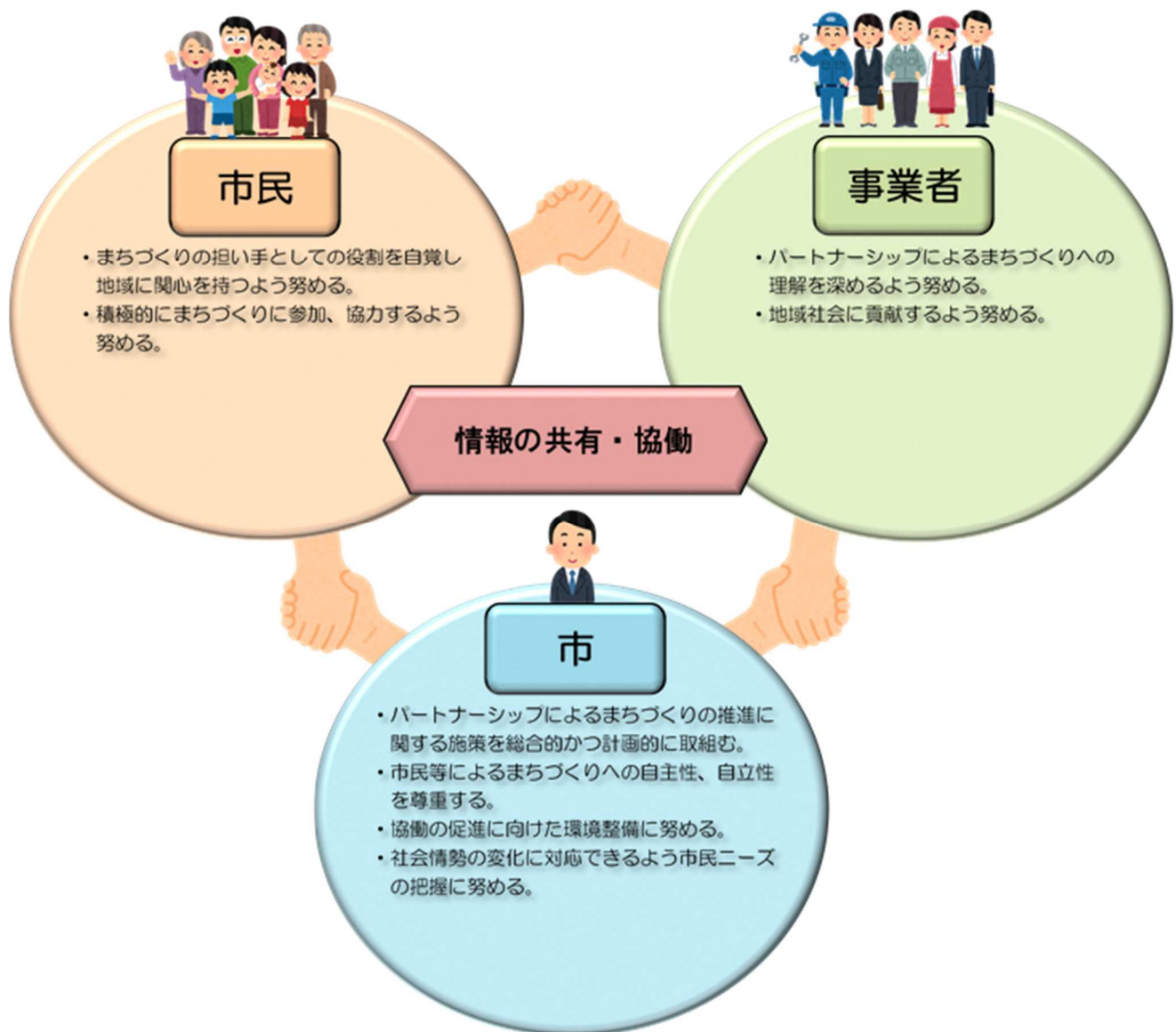
〈概念図〉



③ パートナーシップ（市・市民・事業者）による都市づくり

外的な環境の変化に加え、都市政策の成果として現れる都市のサービスの水準は市民の日常生活や居住環境の質を左右する大きな要因となります。本市は、その変化を住民の皆様と共有し、共に計画の見直しの方向性を議論していきたいと考えています。市、市民、事業者が、まちづくりのパートナーとして力を結集し、将来のまちの姿を共有し、パートナーシップによる都市づくりを進めていきたいと考えています。

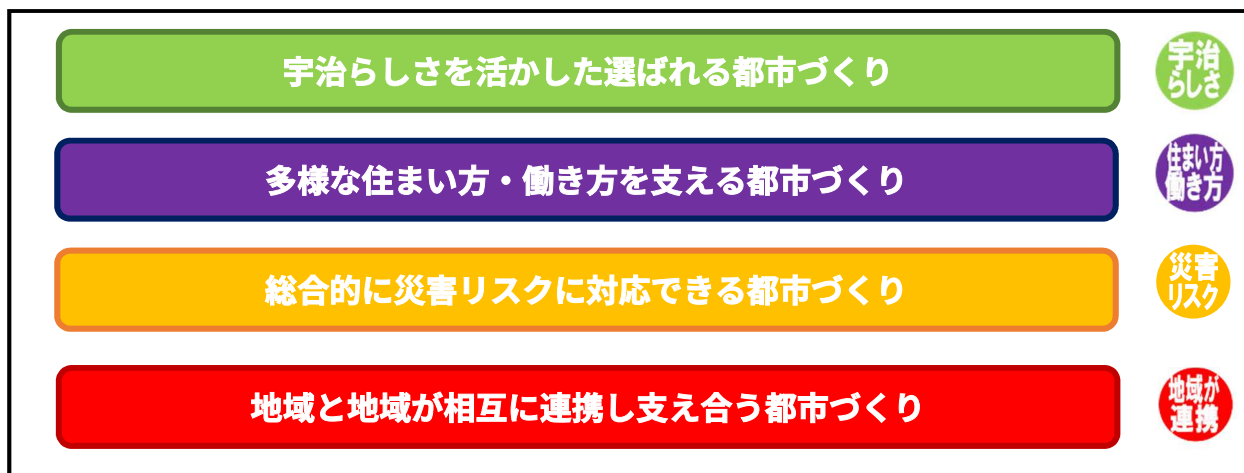
このような取り組みを通じて、長期的に都市の空間の質を高め、市民の皆様と共に「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の実現を目指します。



3-3 都市づくりの基本目標

「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の基本理念に照らしながら、これからの都市計画の視点をもとに、本市の現況や動向、時代の潮流を見据え、今後の都市づくりを進めます。

【4つの基本目標】



基本目標その1



豊かな自然環境や歴史的資産など宇治らしさを活かしたまちづくりを進め、住みたい、住みたくなるまちを目指す。また、まちのにぎわいや人の交流の促進など、人口減少社会に対応した魅力あるまちにつながる都市づくりを進めます。

【基本方針】

① 快適に暮らせる市街地を形成し、豊かな自然を保全し、身近なみどりを守ります

市街地周辺の自然を保全するため、市街地周辺の無秩序な開発を防ぐとともに、身近な自然や田畑と市街地が調和するような土地利用を行います。

② 歴史・文化が調和した良好なまちの景観づくりに努めます

世界遺産である平等院や宇治上神社などの歴史的遺産、宇治橋周辺などの緑豊かな歴史あるまちなみ、これらの歴史・文化や景観を守り育てるとともに、身近なみどり空間や商業施設の誘導など、歴史的遺産と調和した連続性のあるまちなみの創造を進めます。

③ 文化・歴史や茶業など、資源を活用した個性ある都市づくりをめざします

歴史的遺産や既存の観光資源の活用、茶産業の発展など、地域資源を活用して産業の付加価値が高まるような土地利用の誘導を図ります。

多様な住まい方・働き方を支える都市づくり



住環境や都市施設をはじめとする全ての都市づくりに、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、市民一人ひとりが快適に住み、働くことができる都市づくりを進めます。

【基本方針】

① 生活利便性の維持向上による質の高い都市づくりをめざします

少子高齢化の進展、産業・商業の構造の変化、生活スタイルの変化などに加え、行財政を取り巻く厳しい状況なども踏まえながら、今ある資源を有効に活用するとともに、選択と集中による効果的、効率的な行政運営が求められております。今ある資源を効果的に活かし、合せて強化を図ることで必要な活力を生みだし、生活利便性の維持向上による質の高い都市づくりをめざします。

② 地球環境の持続性に配慮した都市づくりをめざします

地球温暖化の防止に寄与し、廃棄物のリサイクルや自然エネルギーを考慮した持続的に発展できる都市づくりをめざします。同時に、市民による環境美化活動を促進する環境づくりを進めるなど、持続的に発展する都市づくりをめざします。

③ 人にやさしく快適な住環境・都市施設を整備します

住んでよかったと思えるような、魅力ある定住環境の形成に向けて、市街地内の歩行環境の改善、保育所や医療施設、高齢者福祉施設などと一体となった都市型住宅環境、まちのにぎわいを呼び込む駅前周辺の整備、みどりに包まれた住環境の形成など、市民の利便性や快適性、安全性等の要望に幅広く対応した住環境・都市施設の整備を進めます。

④ 産業の育成による個性ある都市づくりをめざします

市民の豊かな暮らしを実現するため、本市のこれまでの産業集積を活かしつつ、将来の都市づくりの基盤ともなる産業が育成されていくようなまちをめざします。これにより定住人口の確保、住民サービスの向上、生活環境の魅力向上に努め、将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくり、多様な働く場を創出するためのエリアの検討を進めます。

総合的に災害リスクに対応できる都市づくり



災害リスクの情報を共有したうえで防災・減災対策を実施し、多様な災害リスクと共存しながら安全・安心して住み続けられる都市づくりをめざします。

【基本方針】

① 安全・安心して住み続けられる都市づくりをめざします

安全・安心して住み続けられる都市として、災害に強いまちの実現をめざし、幹線道路や生活道路の整備、オープンスペースの確保、避難場所などの防災拠点の整備を進めます。特に、密集市街地等や老朽化した住宅が多い地区では、防災を重視した都市づくりに取り組みます。

また、近年災害が頻発化・激甚化する中、宇治川の治水をはじめとした河川対策に加え、宇治市で進めている雨水排除計画などの流域対策やソフト対策を国・府・市・事業者・市民などのあらゆる関係者が協働して行うことで、防災・減災対策を目指す治水対策「流域治水」を推進します。

国の流域治水の考え方を明記

② リスク対応型の都市づくりをめざします

本市の地形は、宇治川を挟み東部に山麓丘陵地が広がり、西部は巨椋池干拓田に連なる平坦地となっており、水災害のリスクが高くなっています。また、本市には大きな影響を与える活断層があり地震災害のリスクがあるなど、複合的な災害リスクに対処する必要があります。

特に都市の歴史的な形成の経緯や公共交通基盤の発展・整備の水準、土地利用の形態などを考慮すると、災害リスクを踏まえたまちづくりも必要です。災害リスクが高い地域などは、災害リスクの情報を共有した上で、防災・減災対策を併用した総合的かつ多層的な観点から災害リスクも踏まえたまちづくりを進めていきます。

また、気候変動の影響とみられる自然災害の低減を図るため、再生エネルギーの導入などにより脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めます。

地域と地域が相互に連携し支え合う都市づくり



都市機能の充実した地域から自然が豊かな地域までそれぞれの個性を活かした上で、相互に補完し合いながら、今あるネットワークや資源を有効に共有し、文化・歴史・風土などの地域特性を踏まえた都市づくりをめざします。

【基本方針】

① 各地域が連携・補完し、まちの資源を共有できる都市づくりをめざします

各地域が持っている役割を活かした上で、今ある資源を有効に活かしつつ、まちとして必要な都市機能を鉄道・道路などのネットワークにより連携・補完し、市民で共有することにより将来につながる都市づくりを進めます。

② 人にやさしく、環境にやさしい交通体系を実現します

環境にやさしい交通体系の実現をめざし、自動車利用を抑制し、それに変わる利便性を担保するため、鉄道やバスを中心とした公共交通利用への転換を図ります。また、まちの環境や経済活動に影響をおよぼす渋滞などを取り除くために幹線道路網の整備を進めます。さらに、全ての人々が移動しやすくなるよう駅など交通結節点での乗り継ぎや利便性の向上をめざします。

③ 歩くことが楽しくなる都市づくりをめざします

市民の社会参加活動を高めるため、車道と歩道の段差解消など、道路空間のバリアフリー化を積極的に進めるとともに、誰もが移動できる歩行者専用空間の確保や周辺のまちなみに調和したうるおいのある空間の創出など、歩くこと、外出することが楽しくなるような道路環境づくりに取り組みます。

3-4 将来都市構造の基本的な考え方

(1) 将来的な市街地の範囲

○市街化区域を前提にしながら、既存市街地の有効利用を図るとともに、市街地の状態を常に改善することを基本に秩序ある土地利用を進めます

市街地ゾーン

- ・商業・行政などの中枢機能と、利便性の高い都市型居住を提供する都市空間の創出
- ・商業機能、日常生活サービス機能や新しい都市機能を集積させることによるにぎわいの創出
- ・周辺土地利用との調和や改善による居住機能の集積

集落地ゾーン

- ・自然に囲まれた住宅地としての土地利用を維持しつつ、道路等の生活基盤整備などによる住環境の向上

農業生産ゾーン

- ・農業振興地域および農用地区域を中心に、緩やかな山間地や宇治市のシンボルでもある茶園などを有効活用しながら、将来とも良好な農業地域としての農地保全

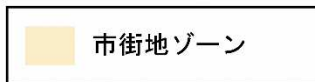
山間自然ゾーン

- ・市街地ゾーンに隣接する丘陵のみどりなどの自然的環境
- ・無秩序な市街化を防止し、快適な都市空間づくりに不可欠なまちの資源としての緑地の保全
- ・豊かな自然が残された地域であり、市民の貴重な財産として、自然の生態、起伏に富んだ山間地形、清流やダムによる水辺の空間など地域に分布する資源の有効活用

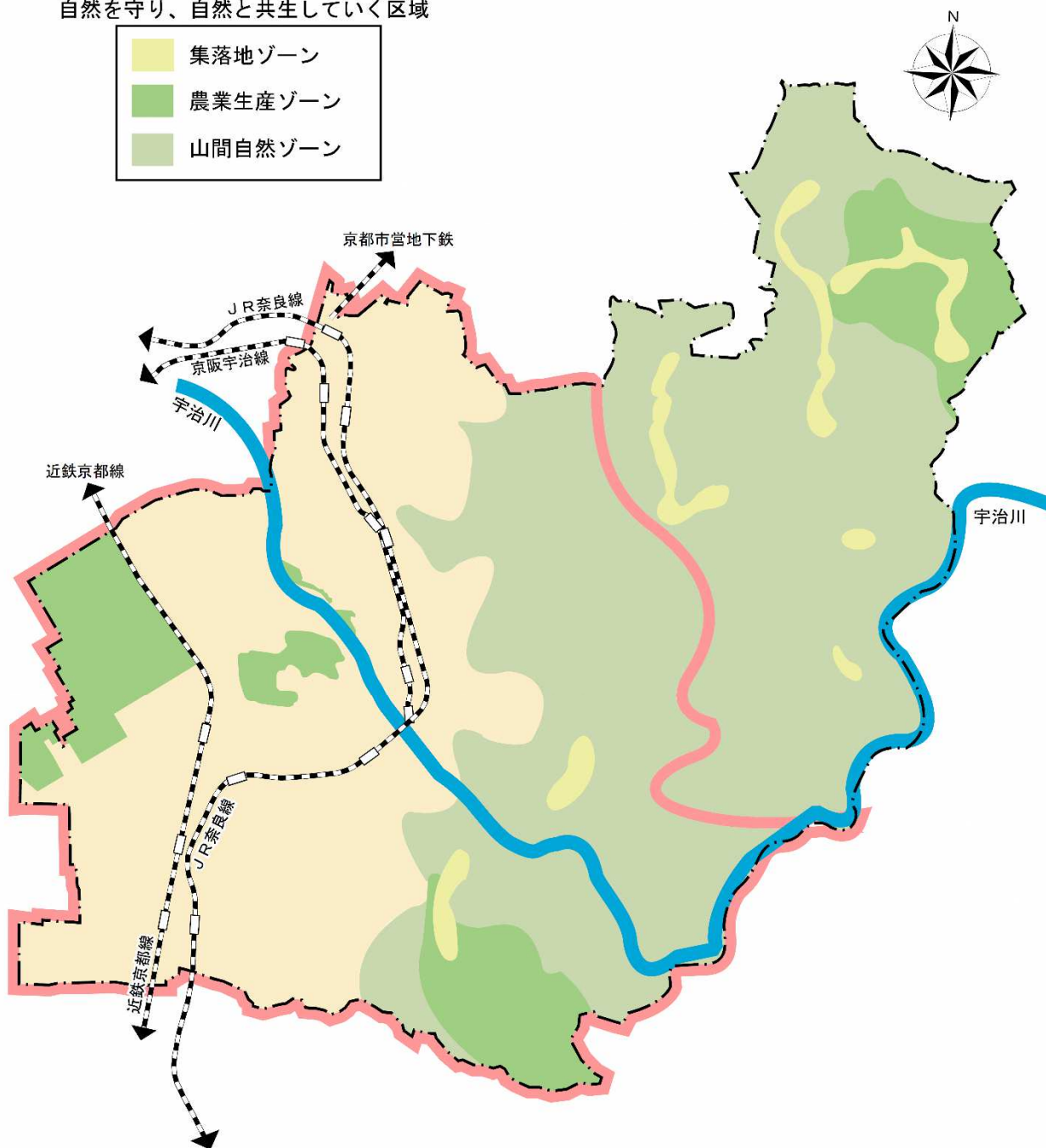
■ 将来土地利用ゾーン区分図

【市街地の範囲と土地利用の考え方】

豊かで快適に暮らせる都市の形成を進める区域



自然を守り、自然と共生していく区域



(2) 将来的な都市の骨格

① 環境負荷の小さい鉄道網を強化します

【鉄道網】

○ J R 奈良線（R 5 複線化予定（京都駅から宇治市域））

○ 京阪宇治線 ○ 近鉄京都線 ○ 京都市営地下鉄

自然的環境や生活環境への負荷の低減を図り、人や環境に配慮した都市づくりを進めるための鉄道網



② バランスのとれた道路の幹線網を確立します

【幹線網】

大量の交通需要を高速かつ円滑に処理するためのバランスのとれた道路の幹線網

○ 新たな幹線

☐ 新名神高速道路（R 5 開通予定）

京滋バイパスとの 2 ルート化によって災害時のリスク分散させる道路

人・モノの流れの活性化による、産業・観光・その他社会経済活動の新たな振興に寄与する道路

○ 広域連携幹線

☐ 京滋バイパス ☐ 京奈和自動車道

☐ 第二京阪道路

高速道路など周辺市町との広域的な連携を担う道路

○ 地域連携幹線

周辺都市間との地域連携や高速道路のインターチェンジ及び交通結節点へのアクセス、まちづくり支援に寄与する道路

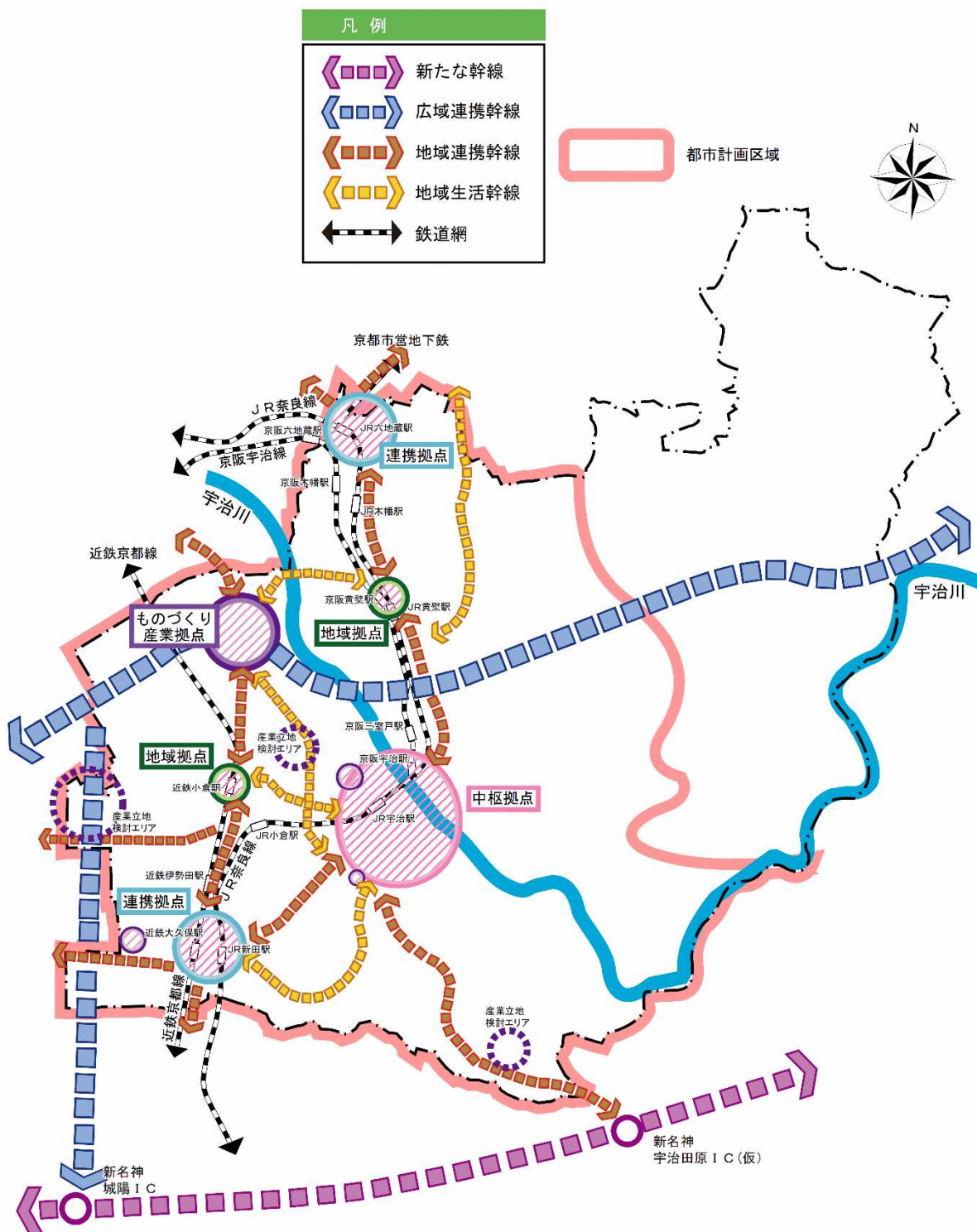
○ 地域生活幹線

地域連携幹線を補完し、都市内の拠点間移動など主に市民生活の一翼を担う道路



■将来都市骨格図（鉄道網・幹線網）

【将来的な都市の骨格】（鉄道網・幹線網）



③宇治に住む誇りと愛着を育む都市景観を形成し、世界遺産および宇治橋周辺をまちのシンボルとして、悠久の歴史を語り継ぎます

【シンボル景観】

- 宇治川や世界遺産（平等院・宇治上神社）及びその周辺一帯

- 重要文化的景観

- 史跡（宇治古墳群） ○名勝（宇治山）

宇治川や世界遺産及びその周辺一帯を宇治市のシンボル景観として位置付け、保存・継承



宇治橋から見た宇治川の風景

【骨格軸景観】

- 宇治川・山並みスカイライン

- 旧街道（旧奈良街道、旧大和街道）

宇治川・山並みスカイライン及び旧街道の景観を保全・継承



山並みスカイライン

【特徴的ゾーン景観】

- 黄檗山萬福寺・三室戸寺およびその周辺

- 安養寺周辺、白川地区ほか

歴史的遺産集積地、旧集落等のまちなみなど「宇治らしさ」を有する景観を保全・継承



黄檗山萬福寺

④水とみどりのネットワークを形成します

【水とみどりのネットワーク】

- 宇治川とその支川

- 東海自然歩道

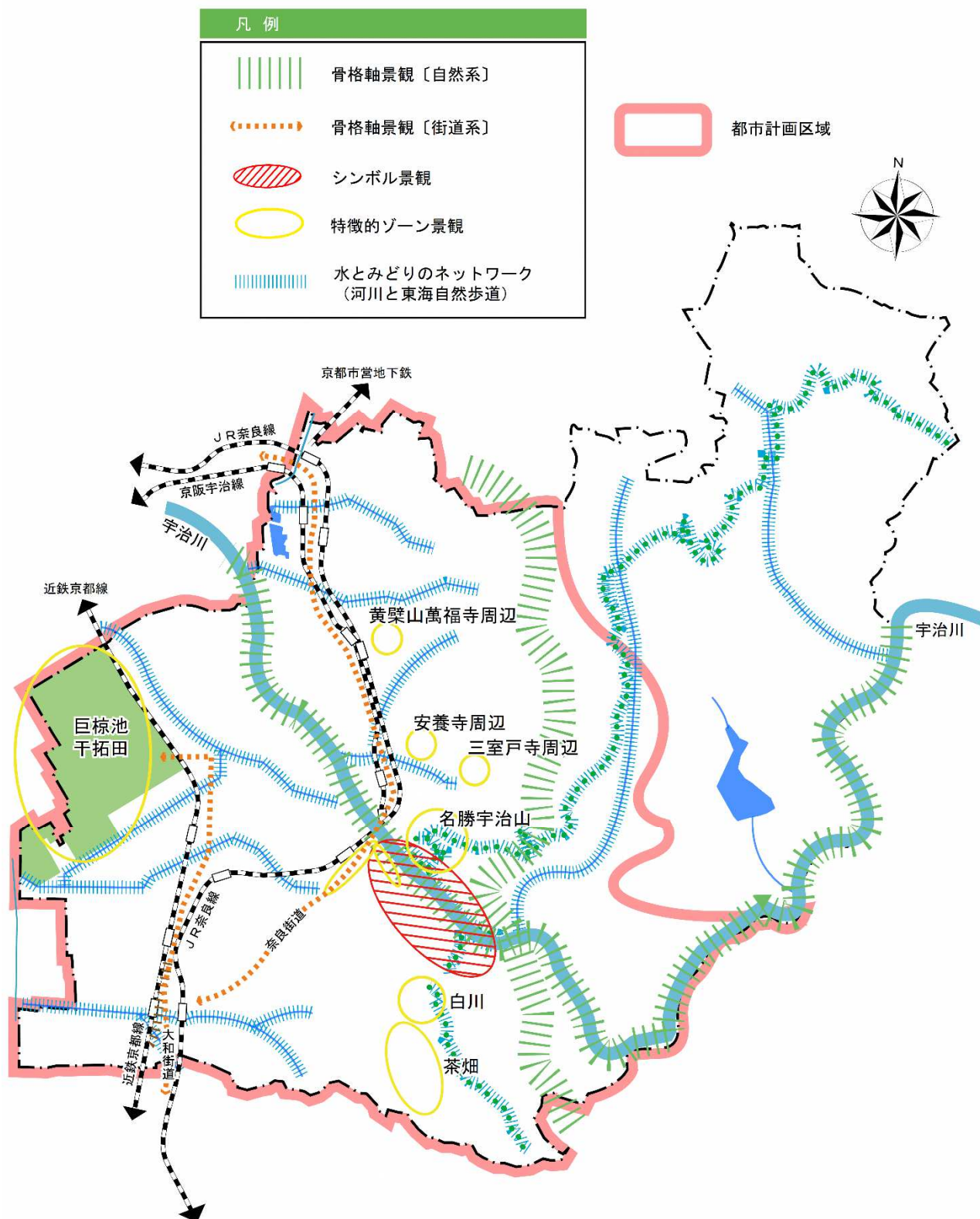
- 巨椋池干拓田

宇治市のまちづくり資源であり、自然、レクリエーションの要としての機能をもつ市民の憩いの場の形成



■将来都市骨格図

(シンボル景観・骨格軸景観・特徴的ゾーン景観・水とみどりのネットワーク)

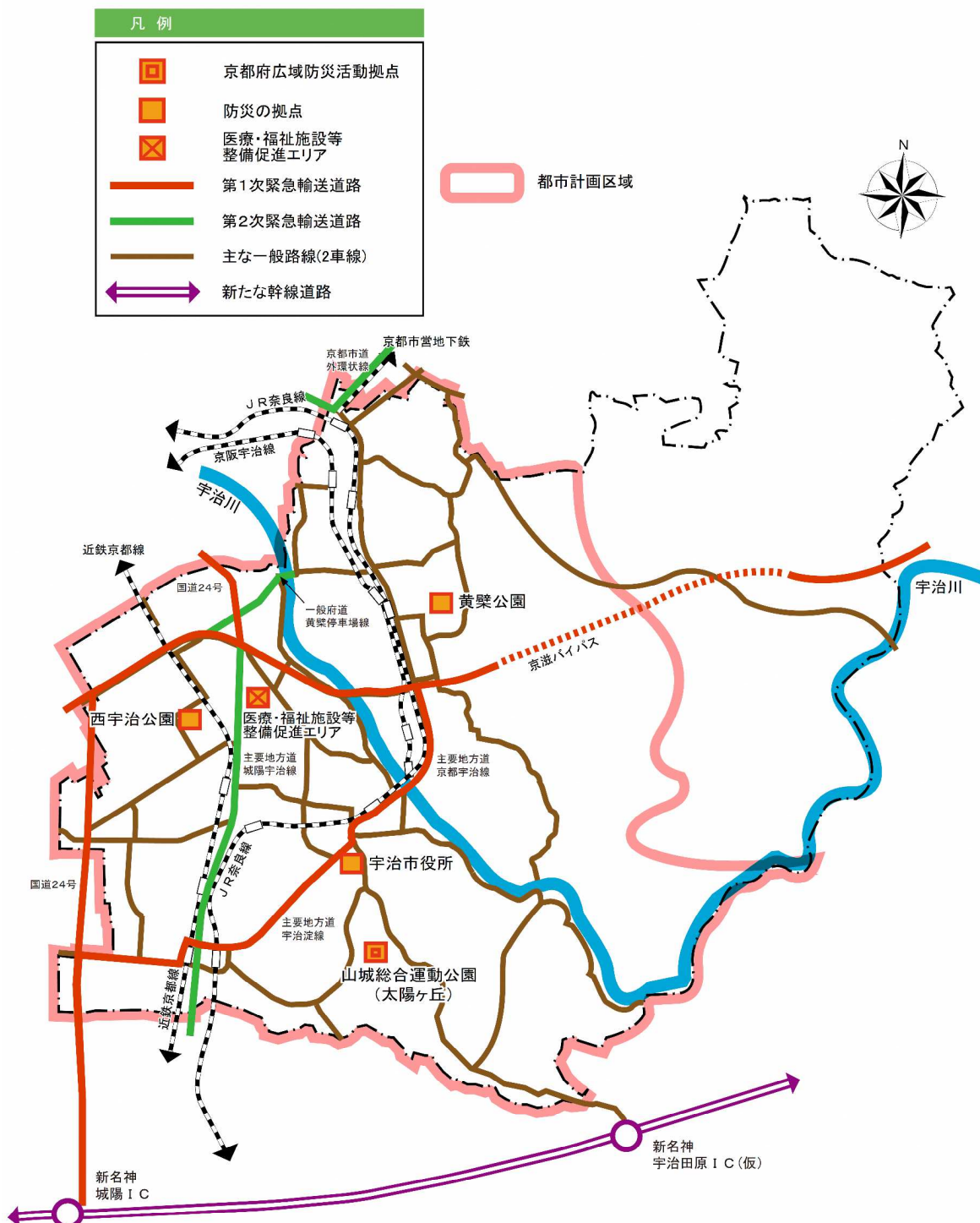


⑤ 都市防災の充実を図ります

【防災の拠点・緊急輸送道路】

- 山城総合運動公園、黄檗公園ほか
 - 京滋バイパス、国道24号、主要地方道宇治淀線ほか
- 避難地を兼ねた防災・復旧活動の拠点、災害時の避難・物資輸送のための幹線道路

■将来都市骨格図（防災の拠点・緊急輸送道路）

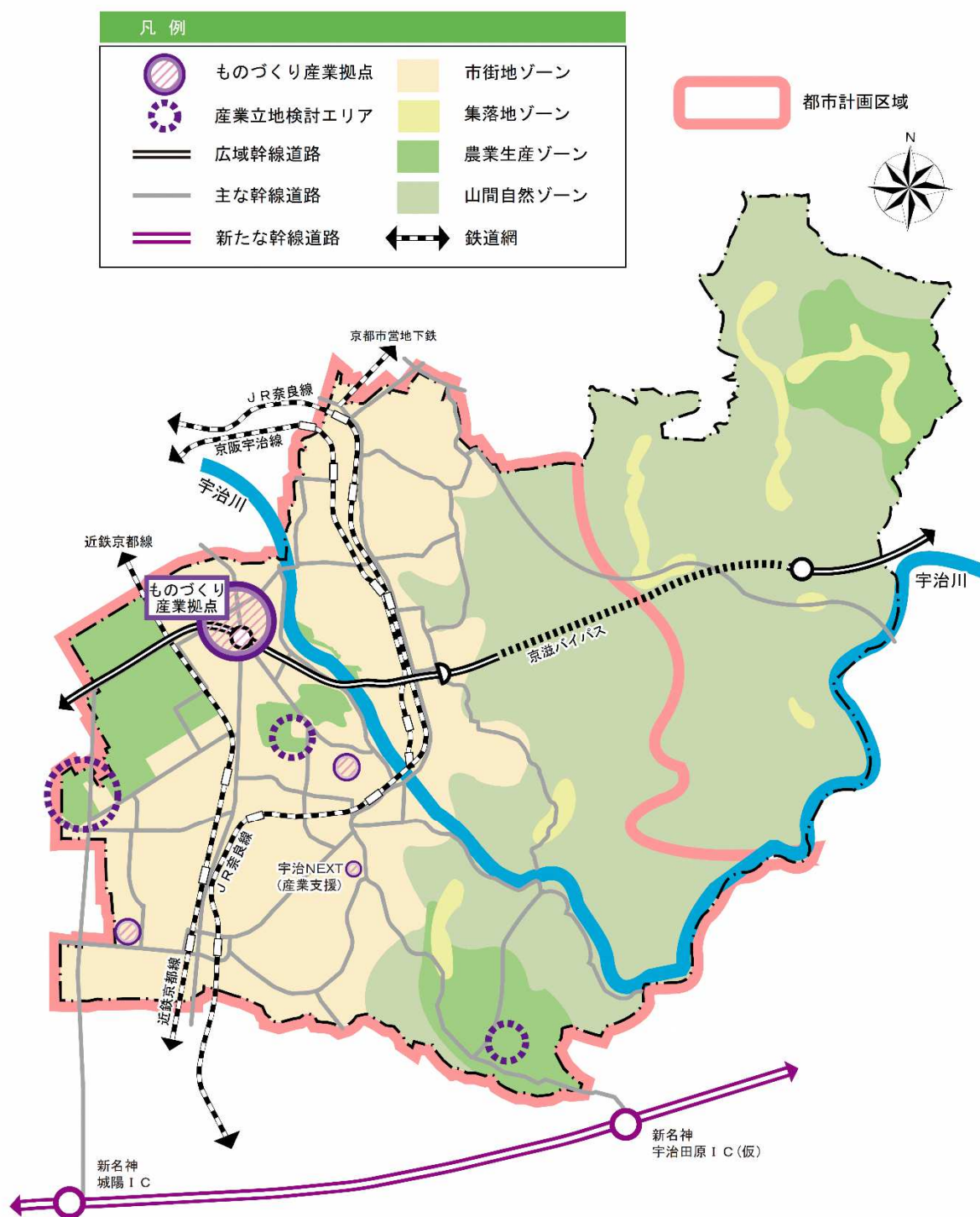


⑥ 活力ある都市を目指す新たな取組を行います

【産業立地検討エリア】

将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくり、定住人口につながる多様な働く場を創出するためのエリア

■将来都市骨格図（産業立地検討エリア）



(3) 拠点の配置

地域の特色を活かし、都市機能の集積・役割分担を行いつつ、地域を育てていくための中心的な役割を担う「拠点」を配置します

「成熟したまち」への転換期にあって、新しいまちづくりを進めていくためには、多様な地域資源の活用と秩序ある市街地整備などをバランスよく行うことが求められます。そのためには、それぞれの地域の特色を活かし都市機能の集積及び役割分担を行いつつ、地域を育てていく中心的役割を担う「拠点」の配置が必要で、道路網により「拠点」がお互いに連携し合い、まち全体がバランスのとれた都市機能を持つ必要があります。

中枢拠点

宇治市の中央部に、行政、スポーツ・レクリエーション、市民文化、商業、観光などの機能を複合的に持った中枢拠点を設定し、高次元の都市機能の充実を図るとともに、優れた様々な都市機能が集積する都市空間を形成します。

「宇治市の中央玄関口」としてまちの特色や独自性を形成するにふさわしい JR 宇治駅および京阪宇治駅周辺から宇治市役所周辺を中枢拠点と位置づけます。

また、国史跡である宇治川太閤堤跡を有するお茶と宇治のまち歴史公園を新たなみどりと交流の拠点とし、歴史と融合したまちづくりを総合的に進めます。

連携拠点

都市の活力を生み出すために、**周辺市町との連携に配慮し**、広域的な交通結節点としての立地条件を活かした連携拠点を形成します。

この拠点は、**周辺市町との一体性や相互効果により**、広域的な交通ターミナルを中心としたにぎわいと活力ある都市空間を創出します。

地域の人口規模、公共交通による利便性を考慮し、周辺地域との結節点にそれぞれ1箇所ずつ配置することが望ましいと考えます。そのため、北部は JR 六地蔵駅周辺、南部は近鉄大久保駅周辺を連携拠点と位置づけます。

地域拠点

日常生活をおくるうえで利便性が高く、暮らしやすい環境をつくるために地域拠点を形成します。この拠点は、公共交通の利便性を活用することを念頭に、日用品を主体とした商業施設や生活利便施設などを基本としつつ、様々な生業の商業や歴史・文化が重層的に織りなすことで、魅力ある多様な交流の場を創出します。

近鉄小倉駅周辺は、市内随一の商業集積地であり、任天堂資料館（仮称）が設置されることによる相乗的な発展、人を集める新たな魅力の創出をはかるとともに、他の拠点の魅力の共有や連携を図るなど、新しい特色を持った拠点をめざします。

また、JR及び京阪黄檗駅周辺は、歴史・文化、文教施設のある地域の特徴をいかし都市サービスの質の維持・向上を図ります。

ものづくり産業拠点

地元産業の振興を図るため、高速道路への近接性を活かした流通産業の立地を促進するほか、既存産業の技術高度化や研究開発・情報通信をはじめとするIT産業などの新たな産業を育成するものづくり産業拠点を形成します。

高速道路や幹線道路などの自動車交通の利便性の高い槇島・大久保地区および宇治地区をものづくり産業拠点と位置づけます。

また、将来にわたって持続発展できる強い市内産業をつくり、定住人口につながる多様な働く場を創出するため新たな産業立地エリアの検討を進めます。

みどりと交流の拠点

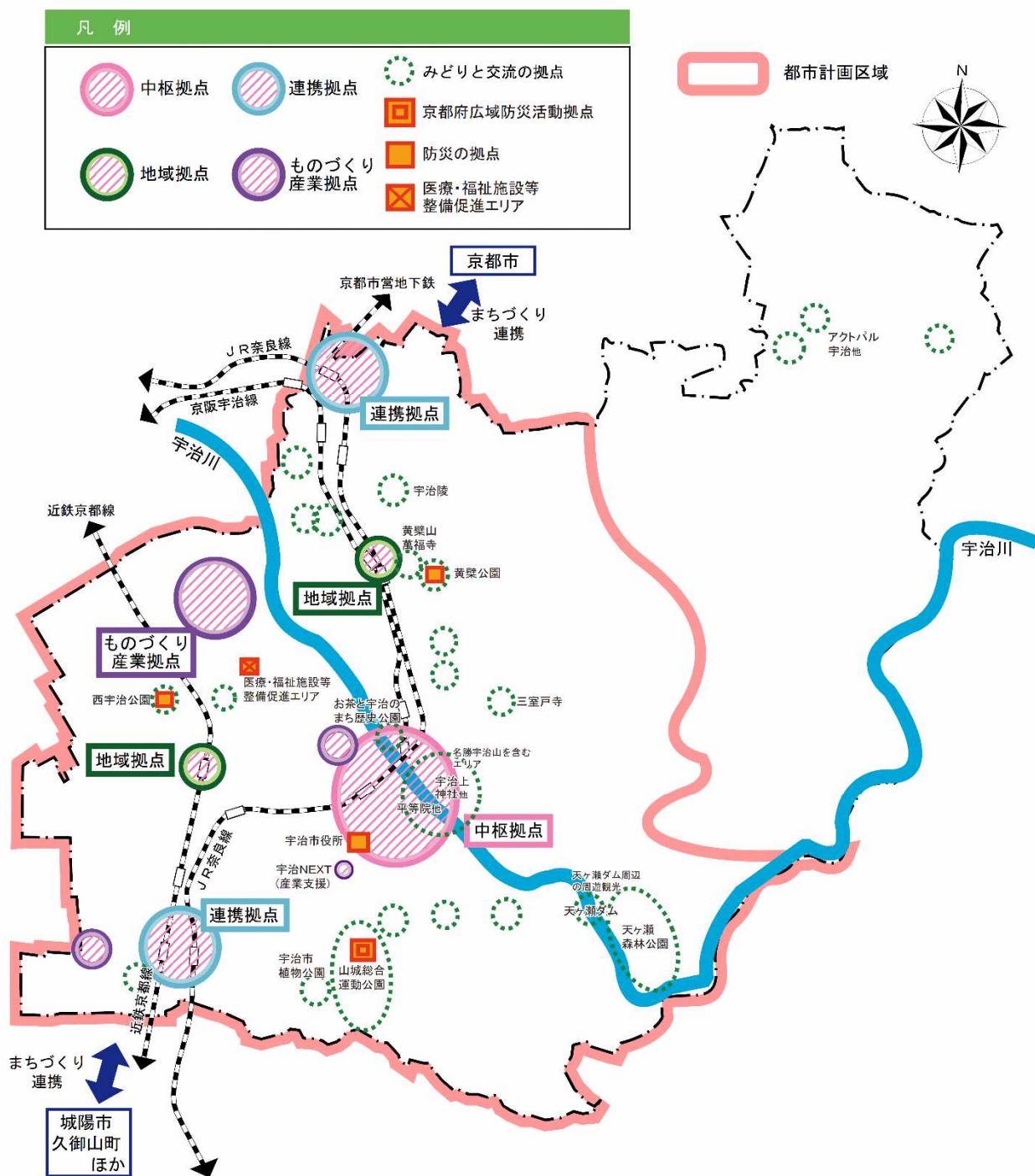
市民の交流の場である山城総合運動公園、植物公園、天ヶ瀬森林公園、お茶と宇治のまち歴史公園、アクトパル宇治、市街地内に点在する各種公園、社寺林などの文化・歴史の薫るみどり、巨椋池干拓田や市南部の丘陵地にひろがる茶畑などをみどりと交流の拠点として位置づけ、市民の憩いの場・ふれあいの場や情報発信の場として利用していきます。特に、市東側に広がる山間部では自然を守りながら、これらの持続可能な里づくりをめざします。

防災の拠点

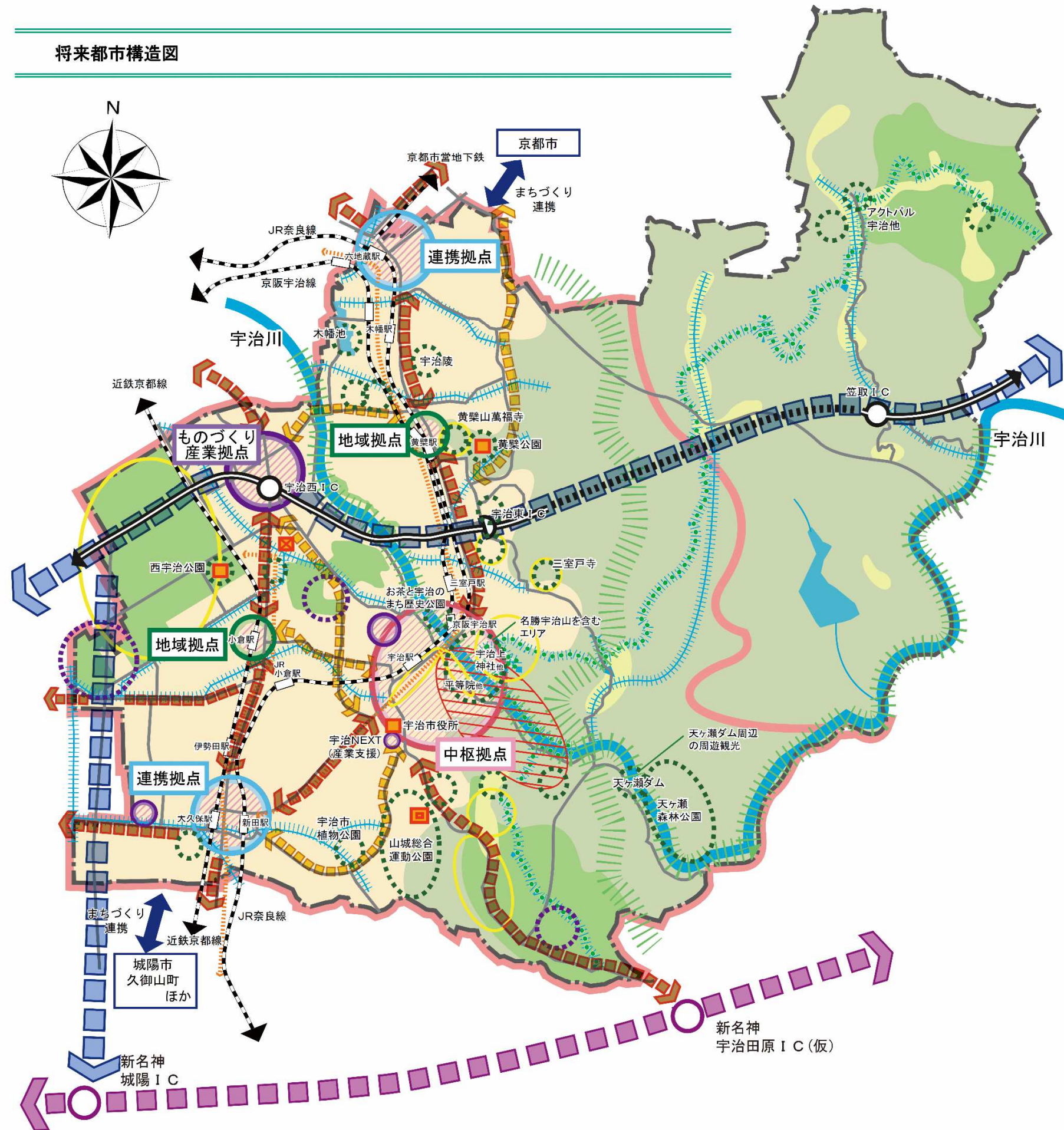
大規模な災害において、京都府の広域防災活動拠点である山城総合運動公園とともに、地域における避難地や防災・復旧活動拠点などとして機能するよう黄檗公園、西宇治公園を宇治市の地域防災拠点として位置づけ、必要な施設整備を行います。

また、広域幹線道路の要所である槇島地区に地域医療の充実と災害時の対応強化のため、救急・高度医療施設や福祉施設などの整備を促進するエリア（医療・福祉施設等整備促進エリア）を位置づけ、ニーズの高い回復期の病院機能の強化等、医療・福祉の連携した機能充実をめざします。

■ 拠点配置図



将来都市構造図



将来的な市街地の範囲

- | | |
|--------|---------|
| 市街地ゾーン | 農業生産ゾーン |
| 集落地ゾーン | 山間自然ゾーン |

拠点の配置

- | | | |
|------|-----------|---------------------|
| 中枢拠点 | 連携拠点 | みどりと交流の拠点 |
| 地域拠点 | ものづくり産業拠点 | 京都府
広域防災活動拠点 |
| | | 防災の拠点 |
| | | 医療・福祉施設等
整備促進エリア |

将来的な都市の骨格

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| 新たな幹線 | 骨格軸景観〔自然系〕 |
| 広域連携幹線 | 骨格軸景観〔街道系〕 |
| 地域連携幹線 | シンボル景観 |
| 地域生活幹線 | 特徴的ゾーン景観 |
| 鉄道網 | 水とみどりのネットワーク
(河川と東海自然歩道) |
| 産業立地
検討エリア | |

都市計画区域

4. 部門別方針

4-1 部門別方針と都市づくりの基本目標との関係

都市づくりの基本目標 部門別方針		宇治らしさを活かした 選ばれる都市づくり	多様な住まい方・働き方 を支える都市づくり	総合的に災害リスクに 対応できる都市づくり	地域と環境相互に携し 支え合う都市づくり
		宇治らしさ	はまき方 働き方	災害 リスク	地域が 連携
土地利用	【拡充】めりはりのある土地利用をめざします	○	○	○	○
	【拡充】交通結節機能や都市基盤の役割に応じた市街地の形成を進めます		○		○
	豊かな自然的環境と調和のとれた土地利用を進めます	○			○
交通	【拡充】だれもが快適に移動でき、利便性の高い交通体系の実現をめざします		○		○
	すべての人にやさしい歩くことが楽しくなる交通環境整備を進めます		○		○
	まちの拠点や産業活動を側面から支える交通網を充実させます	○	○		○
公園・緑地	みどり豊かな自然的環境を保全し、次世代へと継承していきます	○			
	歴史と融合したみどりの景観づくりを行います	○			
	防災やレクリエーション面から、水とみどりのネットワークをつくります	○	○	○	○
	人の交流を広げるふれあいの場をつくります	○			○
都市環境	身近にある自然が感じられる都市環境をめざします	○			○
	歴史・文化を誇れる都市環境をめざします	○			
	資源・エネルギーを有効に活用できる都市環境をめざします	○	○		
	快適な市民生活を生み出すための処理施設の整備を進めます	○	○	○	
都市防災	【新規】災害リスクを踏まえたまちづくりを進めます			○	
	都市の安全性を高める都市基盤の骨格の整備を進めます			○	○
	ライフラインの強化をめざします			○	
	身近な生活環境の安全性の確保に努めます		○	○	○
	自然的環境や景観を考慮した治水対策を推進し、みんなが親しめる河川空間をつくります	○	○	○	○
都市景観	良好で質の高い都市景観の形成を進めます	○	○		
	【拡充】歴史的景観の保全など地域特性に応じた都市景観を創出していきます	○	○		○
	快適でうるおいのある景観をつくります	○	○		○
	市民と行政が一体となって都市景観づくりを進めます	○	○	○	○
其他施設	【拡充】それぞれの施設を計画的に整備、更新します	○	○	○	○



拡充

めりはりのある土地利用をめざします

快適に暮らせる市街地を形成し、豊かな自然を保全し、身近なみどりを守ることを土地利用の基本とします。住居系の土地利用は、質の高い住宅市街地の誘導をめざします。商業系の土地利用は、各駅周辺や主要な幹線道路沿いなど、交通等の利便性が高い場所に誘導をめざします。また、工業系の土地利用は、従前からの工業施設一帯に地区計画などの活用により、適正な土地利用の誘導をめざします。

特に、商業・工業など産業系の土地利用には、社会経済状況の動向を踏まえ、拠点周辺や既存の商業・業務施設などの資源を有効に活用しながら地域経済に寄与する土地利用の誘導に努めます。また、土地利用の誘導にあたっては、景観保全や緑化など住環境への配慮や災害リスクの情報を共有した上で土地利用の誘導に努めます。



拡充

交通結節機能や都市基盤の役割に応じた市街地の形成を進めます

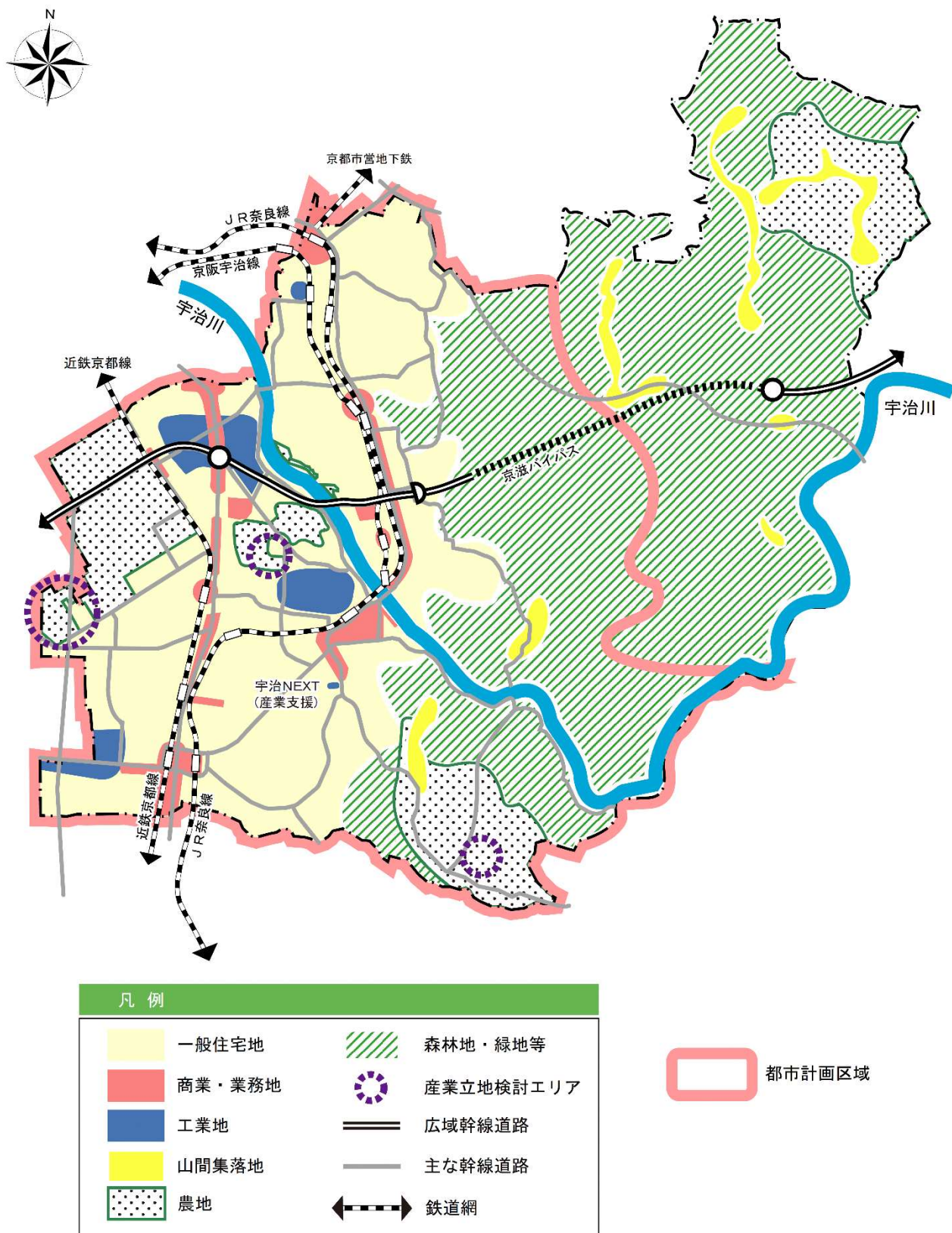
交通ネットワーク等を通じて地域と地域が連携・補完し、それぞれのまちの資源を共有することで市民が享受できる都市的サービスの質を確保・向上させていくことを基本とし、市街地の形成をめざします。**各市街地の特性に応じ、適切な規制・誘導方策を活用しながら**鉄道駅を中心としたコンパクトで交通利便性が高く、まとまりのある市街地を実現するため、社会経済情勢の動向を踏まえ、医療、福祉、商業、公共交通などの、都市機能の適正な水準をめざします。また、住宅地については、合理的な土地利用を誘導して生活利便性が高い良好な住環境を維持・形成を進めます。



豊かな自然環境と調和のとれた土地利用を進めます

市街地に隣接する丘陵のみどりなどの自然的環境については、風致地区や近郊緑地保全区域などの制度の適用や条例などを活用して、その保全に努めます。また、市街地内のみどりの空間である生産緑地は、引き続き、保全・活用を図るため、特定生産緑地の指定に努めます。

土地利用の方針図



(1) 住宅地

拡充



多様な住まい方に対応した質の高い住宅地の誘導に努めます

市民の多様な住まい方に対応した質の高い住宅市街地の形成を図るため、ライフスタイルに合わせた生活利便施設の整った快適な住宅地やまちなみや景観を大切にしたい住宅地創出を誘導します。

また、地域がもつ役割を踏まえ都市機能や居住区域の適切な配置や、まちの景観や敷地内の緑化を積極的に努めることにより、良好で質の高い居住環境をめざします。



地域の特性に応じた住環境の改善・整備を進めます

密集した既成市街地などを含む地域の特徴に応じて、地区計画や地区まちづくり計画などの活用により円滑な住環境の改善・整備を進めます。



すべての人が安全・安心して快適な暮らしができる住環境をめざします

日常生活における利便性・快適性・防災性・防犯性など子どもから高齢者まですべての世代が安全で安心して快適な暮らしができる住環境を形成します。

(2) 商業・業務地



地域の特性を考慮した魅力ある商業・業務集積を誘導します

鉄道駅周辺においては、既存の商業・業務施設を中心に、**商業二一ズ**を踏まえ地域の特性を生かした魅力ある商業・業務集積を誘導し**再生**を図ります。



観光資源を活用し、地域の活性化を図ります

宇治橋周辺、黄檗山萬福寺、三室戸寺など観光資源を活用した周遊観光などにより地域の活性化を図ります。



すべての人が集い、にぎわいと交流を生み出す快適な都市空間を創出します

交通結節点を中心に商業・業務機能の集積とあわせ、人々が行き交う歩行者空間の充実を図るなど、回遊できるまちづくりに努め、子どもから高齢者までが集い、にぎわいと交流を生み出す快適な都市空間を創出します。



健康で安心して暮らせるための施設整備を誘導します

災害などの対応や、保健・医療・福祉サービスの充実により健康で安心して暮らせるよう、救急・高度医療施設や福祉施設の整備を誘導します。医療・福祉施設等整備促進エリアにおいては、広域的な役割を受け持つ救命救急センターと連携し、救急医療・地域医療体制の充実、並びに福祉施設の充実を図ります。

(3) 工業地



新規

地域の特性に応じた工業地の土地利用の誘導に努めます

既存の工業地域、準工業地域においては、地域経済の活性化、働く場の確保などの観点から、地域貢献をめざしたものづくり産業拠点づくりを推進します。また、住宅と工場等とが近接している地域では、産業活性化の観点から工場等の操業環境を確保しつつ、周辺環境との調和を図り、環境負荷に配慮した立地計画となるよう誘導に努めるとともに、工業地域では、適切な規制・誘導方策を活用し操業環境の保全を検討します。



新規

活力ある都市をめざすため新たな産業立地を検討します

広域幹線道路網の整備等による好立地条件を活かし、産業機能の集積を図り、将来にわたり持続発展できる強い市内産業をつくるため、産業系の土地利用を検討するエリアとして、「産業立地検討エリア」を設け、周辺の土地利用と調和を図りながら、計画的かつ適正な土地利用を検討し、新たな産業の振興を図ります。

(4) 農地・山間集落地



優良な農地・山間集落地の保全・育成を進めます

農業振興地域内の農地については効率性の高い都市近郊農業の育成と茶業の振興を図る場とし、また、市街地に近接する農地は貴重な都市のオープンスペース、防災機能としての活用を図ります。

また、山間集落地では周囲の貴重な自然を守るとともに、道路などの生活基盤施設の充実や地域産業である農林業の振興に加えて、豊かな自然環境の中で野外活動を体験できるアクトパル宇治などの活用を図ることにより、都市部との交流に努めます。

市街化調整区域の良好な自然環境や優良な農地、既存集落の住環境についてはマスタープランやその他上位計画に即し、市街化を抑制すべき区域であるという市街化調整区域の目的を変えない範囲で、住環境の維持や秩序ある発展など地域振興に向けたまちづくりについては、地区計画その他の手法の活用について、地元とともに検討を進めます。

(5) 森林地・緑地等



まちにうるおいを与える貴重な自然環境の保全に努めます

東部を占める広大な山間地域は、生命の源である宇治川の上流を中心に豊かな自然が残された地域であり、市民の貴重な財産として、この豊かな自然を全市民によって守っていくことが必要です。また、これらの自然環境は、うるおいのあるまちを形成するための重要な資源でもあることから、その保全に努めるとともに、特に、市街地に近接する丘陵地における豊かな自然の保全のために条例の策定などに努めます。

4-3 交通の基本的方針



拡充

だれもが快適に移動でき、利便性の高い交通体系の実現をめざします

交差点や踏切など交通渋滞箇所の緩和や市街地内の交通機能強化や道路のネットワーク整備などを進めるとともに、利便性の高い交通施設の実現をめざします。

また、鉄道やバスなどの公共交通の利便性の向上により、**持続可能な公共交通の構築**をめざします。



すべての人にやさしい歩くことが楽しくなる環境整備を進めます

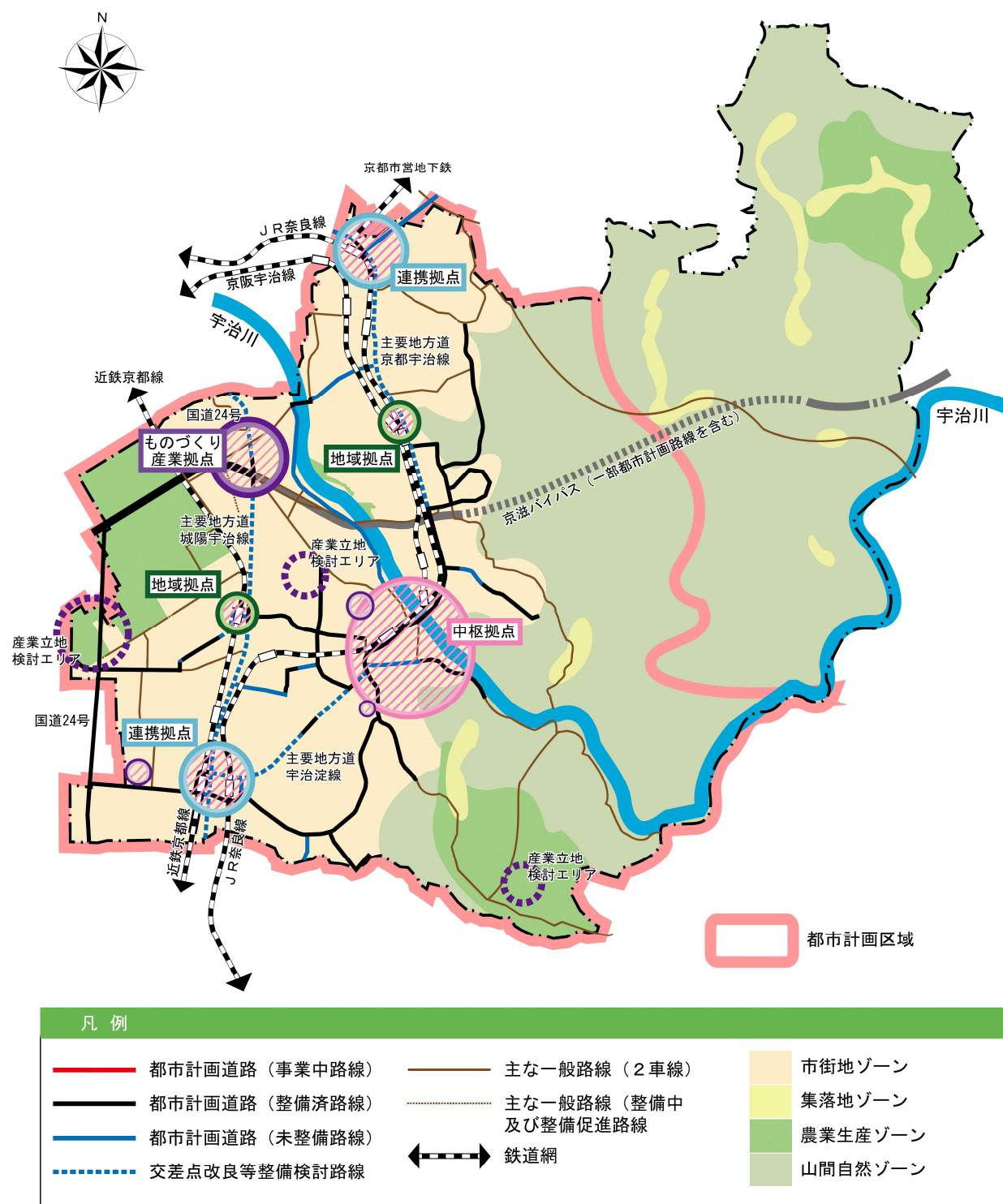
生活にうるおいを与え、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を進めるとともに、歩行者・自転車の安全性、快適性の向上をめざします。また、駅前広場等の整備など交通結節点の強化により**商業や都市機能の集積を図りにぎわいと魅力あるまちの再生を進めます。**



まちの拠点や産業活動を側面から支える交通網を充実させます

地域の特色を活かし、都市機能の集積・役割分担を行いつつ、周辺地域と相互に補完・連携する、まちの拠点を配置します。そして、これらの個性ある拠点の育成やそこで展開される様々な産業活動などを側面から支える交通網を充実させます。

道路の方針図



(1) 公共交通



新規

市民生活を支える公共交通体系をめざします

社会的ニーズの変化を踏まえ、既存公共交通の利用促進、既存公共交通を基盤とした新たな移動ニーズへの対応、まちづくりと一体となった公共交通ネットワークの充実、技術革新や ICT の導入による多様化するニーズへの対応の検討を進めます。また、市民の身近な足としてのバス路線の維持に向け、モビリティ・マネジメントにより過度な自動車利用から公共交通の適切な利用へのシフトを促すなど利用促進に努めます。



拡充

公共交通を中心としたまちづくりを進めます

鉄道については、近鉄大久保駅、JR 宇治・六地蔵駅の交通結節機能の充実や JR 奈良線の複線化による定時性確保による利便性向上や保安度の向上など進めています。

また、近鉄小倉駅周辺の整備を関係機関と連携し進め、**地域のにぎわい再生につながる交通結節点の強化を図ります。**

(2) 道 路



拡充

社会情勢の変化に対応した道路網づくりに努めます

産業や観光振興など今後のまちづくりの動向を踏まえた、地域特性を活かしたまちづくりの必要性、効率的な社会資本整備の必要性などを適宜評価しながら、まちの将来像を見越した道路網づくりに努めます。



歩行者にやさしく快適な道路空間を創出します

歩行者や自転車を利用しやすく、また、ユニバーサルデザインやまちの景観に配慮した外出したくなるような道路整備を進めることやコミュニティ道路などの整備を進めます。



拡充

それぞれの道路の役割に応じた整備を段階的に進めます

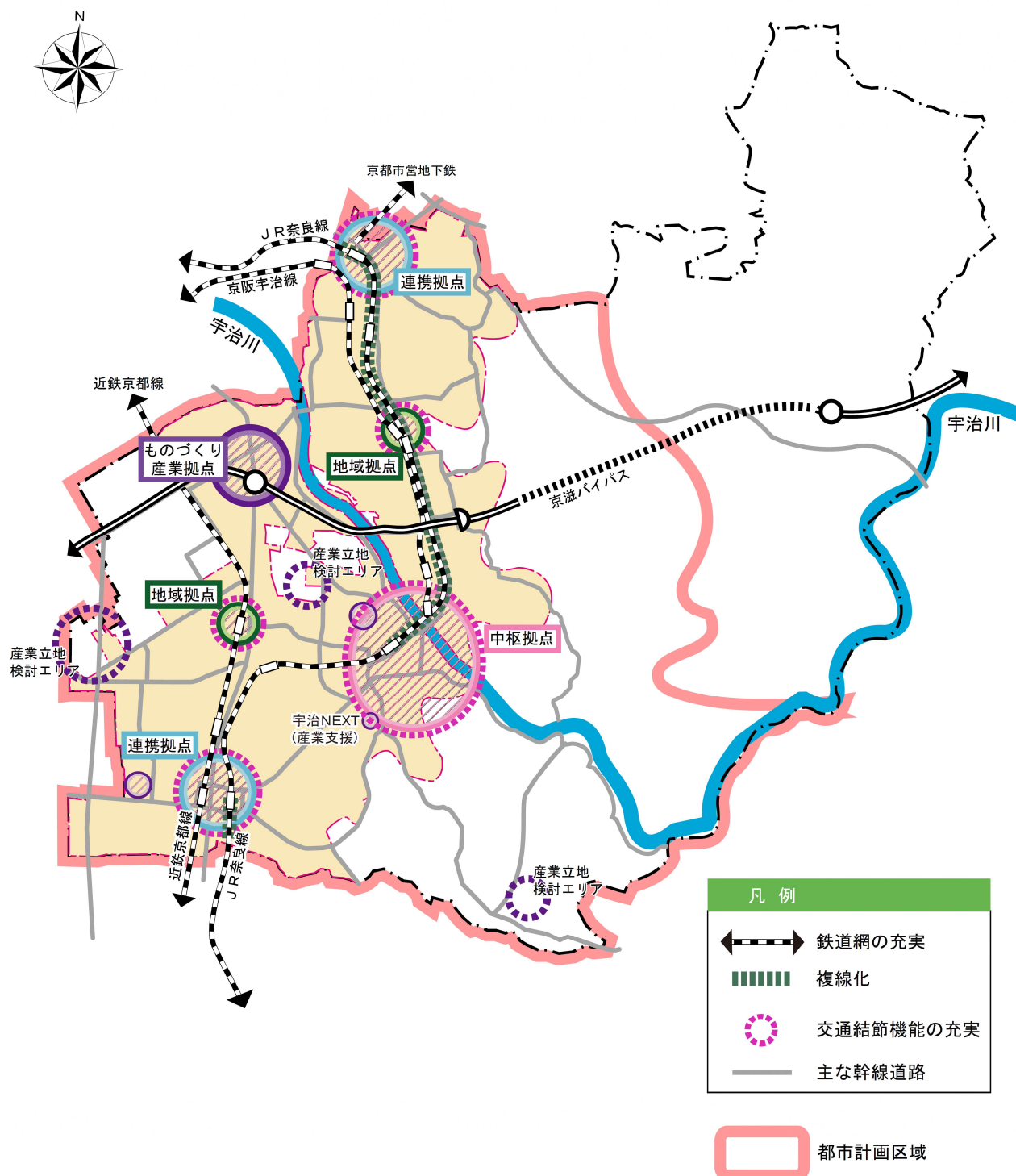
朝夕の交通渋滞の緩和や居住環境の改善及び産業等都市活動の活性化・円滑化、まちの拠点間の連携強化などのまちづくりへの影響を見極め、整備を段階的に進めます。



公共交通網とリンクし、交通需要を円滑に処理できる道路網整備を進めます

既存公共交通を活かした、鉄道駅などの交通結節点を結ぶ道路の整備など、自転車、自動車、公共交通がそれぞれの特長を活かせる総合的な整備を進めます。

公共交通の方針図





みどり豊かな自然的環境を保全し、次世代へと継承していきます

みどりの骨格軸である東部山地の辺縁部と山並みおよび府立宇治公園周辺の照葉樹林を保全するなど、みどりの保全を図ります。



歴史と融合したみどりの景観づくりを行います

世界遺産である平等院、宇治上神社および府立宇治公園周辺のみどりの保全を図ります。また、国史跡である宇治川太閤堤跡を有するお茶と宇治のまち歴史公園を、新たなみどりと交流の拠点とし、歴史と融合したみどりの景観づくりを行います。



防災やレクリエーション面から、水とみどりのネットワークをつくれます

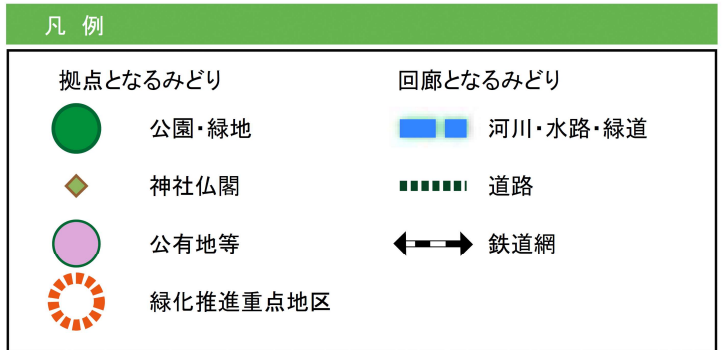
水とみどりをネットワークすることで、防災面では、避難路の設置により避難地への誘導を図るとともに、緩衝緑地としての整備をめざします。また、防災機能を有した公園整備に努め、地域防災拠点である黄檗公園は防災機能の充実を図るため、再整備に取り組んでいます。一方、レクリエーション面では、公園として活用し、市民がみどりの回廊を思いのままに回遊できるようなユニバーサルデザインに配慮した整備をめざします。



人の交流を広げるふれあいの場をつくれます

植物公園などのみどりと交流の拠点において、市民にみどりの大切さと素晴らしさを伝えるとともに、みどりを育む人材を育成し、みどりに親しむ活動の促進を通じ、花とみどりのまちづくりを進めていきます。

パブリックコメント意見 No.7 を参考に分かりやすく変更



54



身近にある自然が感じられる都市環境をめざします

公園、河川、道路、住宅の庭も含めて、身近な生物の生息・生育空間を確保するなど、豊かな自然的環境とふれあう場をつくることで、その恩恵を感じる機会を創出し、市民の暮らしを豊かにする都市環境をめざします。



歴史・文化を誇れる都市環境をめざします

文化財を次世代へ継承するとともに、市民生活においては、歴史・文化・風土を踏まえたまちづくりを進めるため、歴史的景観の保全や地域の伝統行事を通じて、市民意識の向上をめざします。



資源・エネルギーを有効に活用できる都市環境をめざします

低炭素社会の実現に向け、太陽光発電等の活用やその他の新エネルギーの採用を検討するとともに、市民にエネルギー節減のための情報を提供します。また、限りある資源を有効に活用するため、リサイクルの推進に努めます。個人の自覚とともに、地域レベルで環境問題を考える体制づくりも必要です。



快適な市民生活を生み出すための処理施設の整備を進めます

資源循環型社会をめざして、市、市民及び事業者はそれぞれの役割分担を明確にして、ごみの減量化やリサイクルなどに取り組む一方、環境負荷を最小限にとどめるために今までよりも高水準の処理方法の検討を進めます。

また、下水道については、高度処理などの処理水質の向上やリサイクル社会に対応した下水道資源の有効利用などを図ります。公共下水道計画区域外では、浄化槽の設置による水洗化の推進に努めます。

新規

災害
リスク

災害リスクを踏まえたまちづくりを進めます

ハザードマップなどを用いて、市民と浸水や土砂災害の危険性のある地域の情報の共有に努め、災害リスクを踏まえた上で、災害時に安全で速やかな避難や応急・復旧活動に対応できるまちづくりを進めます。また、防災意識の向上のため、災害時の避難行動の確認、防災訓練の実施などの普及・啓発活動の推進や、自主防災組織の育成や自主防災リーダーの活用などによる地域防災体制の確立など市と市民が一体となって防災・減災の取り組み強化を図ります。

災害
リスク

地域が
連携

都市の安全性を高める都市基盤の骨格の整備を進めます

災害時に地域の防災拠点とするため、避難場所の確保や備蓄倉庫・防災トイレなどの整備により都市防災機能を有した防災公園の整備を進めます。さらに、広域的な役割を受け持つ災害拠点病院と連携し、地域における災害時の避難・救援活動を拠点的に担うための医療・福祉施設等整備促進エリアを設け、地震や浸水時でも機能するように必要な措置を講じた救急・高度医療を促進するとともに、これら施設を一時避難地や福祉避難所としても活用します。また、幹線道路は物資の輸送に重要な役割を持つ緊急輸送道路や避難路としてだけではなく、河川や緑地とともに延焼を食い止め災害時の被害拡大を減少させるための整備を進めます。

災害
リスク

ライフラインの強化をめざします

災害発生時には、被害を最小限に抑えると同時に、被災地の生活基盤の安定を図るため、電気、ガス、上・下水道などのライフラインの機能強化をめざします。

はま
い
方
働き方

災害
リスク

地域が
連携

身近な生活環境の安全性の確保に努めます

日常的な生活空間である公園の確保、狭い道路の改善、防火水槽の確保など防災機能の向上を図るとともに、建物の不燃化を誘導します。

また、密集した住宅地や緊急車両が進入できない地域では、大地震等によって建物の倒壊や火災等が大規模に発生する恐れがあることから、建築物の耐震化の促進などにより、災害に強いまちづくりを進めます。

宇治
らしさ

はま
い
方
働き方

災害
リスク

地域が
連携

自然的環境や景観を考慮した治水対策を推進し、みんなが親しめる河川空間をつくります

近年の気候変動の影響により宇治市内各地で浸水被害が多発しています。雨水排除計画を策定し、雨水貯留施設の整備や排水路の改良等を計画的に進めているほか、市民や開発事業者等においても雨水流出抑制策などの協力を得るなど総合的かつ多層的な治水を推進しています。

また、自然環境や景観に配慮した水辺環境の整備を進め、関係機関と連携を図り、地域に身近で親しまれる自然豊かな水辺空間の整備に努めます。

都市防災の方針図



4-7 都市景観の基本的方針



良好で質の高い都市景観の形成を進めます

宇治市まちづくり・景観条例、宇治市景観計画や史跡・名勝その他既存制度の活用により良好で質の高い都市景観の形成を進めます。



拡充

歴史的景観の保全など地域特性に応じた都市景観を創出していきます

宇治川及び世界遺産である平等院、宇治上神社周辺の重要文化的景観に選定された地区を市民の象徴的な都市景観と位置づけるとともに、白川地区や黄檗地区への重要文化的景観の拡大に向けた取組みを推進し、これら歴史・文化の息づくまちなみを保全・継承していきます。また、景観計画により市内の住居系地域や商業地域、工業地域などそれぞれの地域の特性に応じた景観形成に努めます。



快適でうるおいのある景観をつくります

豊かなみどりや宇治川の水系などを守り育てるために、親しみのある景観づくりに努めます。



市民と行政が一体となって都市景観づくりを進めます

市民の都市景観に対する意識の高揚を図ります。また、一人ひとりが魅力的な景観を守り、創り、育てていくための活動へ積極的に参加できるような場をつくります。

また、市民が主体の快適でうるおいのある景観づくりのための活動の支援に努めます。

パブリックコメント意見No.22、69、70を参考に
分かりやすく変更

4-8 他の公共施設の基本的方針



水道・学校など

拡充

それぞれの施設を計画的に整備、更新します

水道については、「安全な水道水の確実かつ持続的な供給」を基本理念とし、「安全で安心できる水道」、「強靱で災害に強くたくましい水道」、「将来にわたって持続可能な水道」という3つの基本方針を掲げ、水道施設の更新や耐震化を推進しながら、効率的な健全経営を目指し、将来にわたって持続可能な水道事業の運営を図ります。

学校施設の整備にあたっては、安全・衛生および快適空間の確保を行うとともに、引き続き、老朽化・耐震化対策を進めます。また、余裕教室の有効活用も図ります。

西小倉地域においては、「地域とともにある学校づくり」、「学校を核とした地域づくり」をめざし小中一貫校の整備に努めます。

公営住宅は、有効なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。

他の施設についても、長寿命化など適切な維持管理による計画的に整備、更新を図ります。



	骨格軸景観[自然系]		市域界
	骨格軸景観[街道系]		市街化区域界
	骨格軸景観[パノラマ系]		広域幹線道路
	シンボル景観		主な一般路線(2車線)
	特徴的ゾーン景観		主な河川・池など
			鉄道網

都市計画区域